

令和3年度
竹原市都市計画審議会
議案書

日時：令和3年12月9日（木）14：30～

場所：竹原市役所3階 委員会室

竹原市建設部都市整備課

議案

竹原市景観計画の策定について（諮問）



竹 都 第 2 6 4 号
令 和 3 年 1 2 月 9 日

竹原市都市計画審議会会長 様

竹 原 市 長
(都 市 整 備 課)



竹原市景観計画の策定について (諮問)

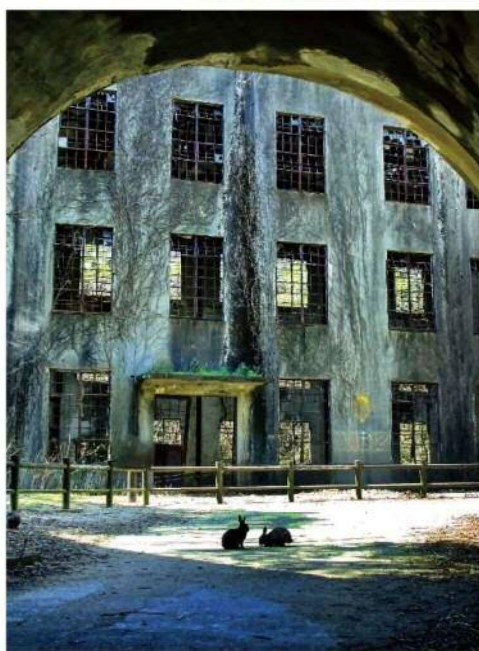
このことについて、景観法 (平成16年法律第110号) 第9条第2項の規定
によって、貴会の意見を求めます。

LANDSCAPE PLAN OF TAKEHARA CITY

竹原市景観計画 (案)

令和●年●月

竹原らしさが四季を彩り
交流と魅力あふれるまち



目次

第1章 景観計画の目的	1
1 景観計画とは.....	1
2 景観計画策定の背景・目的.....	1
3 景観計画の位置づけ.....	2
4 景観計画の構成.....	3
第2章 竹原市の景観特性	4
1 景観を構成する要素.....	4
2 景観の形状.....	5
3 自然的景観の特性.....	6
4 歴史・文化的景観の特性.....	8
5 都市的景観の特性.....	10
6 市民の考える竹原らしい景観.....	12
7 景観形成に関する課題.....	14
第3章 竹原市が目指す景観づくり	15
1 景観形成の将来像・基本方針.....	15
2 景観計画区域とゾーニング.....	17
3 ゾーン別の景観形成の方針.....	19
4 重点地区の景観づくり.....	28
第4章 良好な景観形成のための行為の制限	37
1 景観法に基づく届出.....	37
2 景観形成基準.....	40
3 色彩基準.....	47
4 屋外広告物の表示及び設置.....	55
第5章 景観重要建造物、景観重要樹木、景観重要公共施設	57
1 景観資源の保全・活用に向けた基本的な考え方.....	57
2 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方法.....	58
3 景観重要公共施設の指定の考え方.....	58
4 景観重要建造物.....	59
5 景観重要樹木.....	60
6 景観重要公共施設.....	61
第6章 景観まちづくりの推進	62
1 計画実現に向けた役割.....	62
2 良好な景観形成の実現に向けて.....	63

第1章 景観計画の目的

1 景観計画とは

「景観計画」とは、「景観法」（平成16年6月制定）に基づき、景観行政団体が良好な景観の保全・形成を図るために定める計画です。

「景観」は、山・海・川などの自然、歴史や文化・伝統行事、道路や公園、建物や看板等のまちを構成する要素のほか、そこに住む人々の暮らしや経済活動などで作られます。

また、美しい景観は、地域の魅力を高め、そこに生活する人や訪れる人の心を豊かにしてくれるとともに、郷土に対する愛着と誇りを育みます。

「竹原市景観計画」は、本市の良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観形成の将来像や目標、景観形成の方針、行為の制限事項、景観資源等の保全・活用事項、実現に向けた取組等を示す、景観に関する市民、事業者、行政等の指針となるものです。

2 景観計画策定の背景・目的

竹原市は、瀬戸内海と緑の山々に育まれた美しい自然的景観、町並み保存地区に代表される歴史・文化的景観、商店街や市街地等の都市的景観など、多彩な景観を有しています。

景観に対する人々の意識が高まる中、全国的にも景観への取組が進められており、本市においても、地域固有の自然や風土、歴史に育まれた美しい景観を守り、育てるとともに、新たな魅力ある景観を創出し、地域の魅力や価値の向上等につなげていくことが求められています。

また、これら古くから引継がれ、築きあげられてきた竹原の優れた景観は、市民共有の財産・資産として、次の世代に引継いでいくことが重要です。

そのため、本市では、自然や歴史・文化を生かした「竹原らしい豊かな景観づくり」を市民、事業者及び行政の連携・協働で行い、誰もが「愛着」と「誇り」をもつことができる景観を形成していくことを目的として、竹原市景観計画を策定しました。



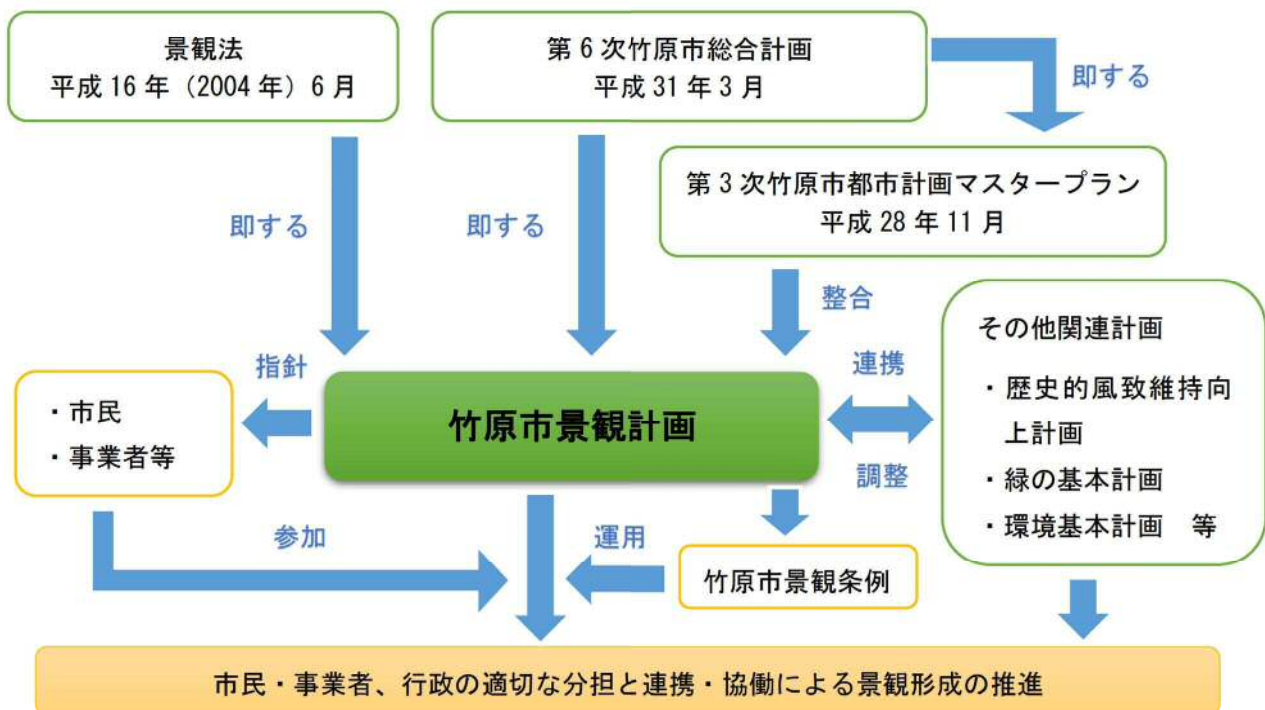
3 景観計画の位置づけ

「竹原市景観計画」は、「竹原市総合計画」や「竹原市都市計画マスタープラン」との整合性を図りながら、本市の景観の特性や課題に応じた良好な景観形成に向けた方針や基準等を定める「景観部門のマスタープラン」として、市民アンケート結果や景観づくり勉強会での市民意見、景観計画策定委員会での審議結果等を反映させながら創意工夫のもと策定しました。

景観計画は、本市の良好な景観形成を進めるための景観的な配慮を、他の行政分野が進める施策や事業、市民・事業者等が行う土地利用や建築行為等に求めるものとなっています。

しかしながら、道路の安全性やバリアフリー、河川の治水機能など、それぞれの施設が本来持つべき機能は当然に優先されるものであり、景観計画に定める方針や基準はこれらの機能を備えた上で、建築物や構造物などが創り出す空間の質の向上を求めるものです。

このことから、今後の景観づくりに向けては、景観計画に基づき他の部門別計画との連携や事業等との調整のもと、取組を進めることとなります。



4 景観計画の構成

本計画の構成は以下に示すとおりです。

第1章 景観計画の目的	1 景観計画とは 2 景観計画策定の背景・目的 3 景観計画の位置づけ 4 景観計画の構成
-----------------------	--



第2章 竹原市の景観特性	1 景観を構成する要素 2 景観の形状 3 自然的景観の特性 4 歴史・文化的景観の特性 5 都市的景観の特性 6 市民の考える竹原らしい景観 7 景観形成に関する課題
------------------------	--



第3章 竹原市が目指す景観づくり	1 景観形成の将来像・基本方針 <u>景観形成の将来像</u> 「竹原らしさが四季を彩り 交流と魅力あふれるまち」 <u>景観形成の基本方針</u> ○誇りある景観を 「まもる（保全・維持）」 ○魅力ある景観を 「みがく（創出・向上）」 ○愛着ある景観を 「ととのえる（改善・配慮）」 ○一人ひとりの力を 「つなぐ（協働）」 2 景観計画区域とゾーニング 3 ゾーン別の景観形成の方針 4 重点地区の景観づくり
----------------------------	---

将来
都市像

元気と笑顔が織り成す 暮らし誇らし、竹原市。

第6次竹原市総合計画

第4章 良好な景観形成のための行為の制限	第5章 景観重要建造物・景観重要樹木・ 景観重要公共施設
1 景観法に基づく届出 2 景観形成基準 3 色彩基準 4 屋外広告物の表示及び設置	1 景観資源の保全・活用に向けた基本的な考え方 2 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方法 3 景観重要公共施設の指定の考え方 4 景観重要建造物 5 景観重要樹木 6 景観重要公共施設



第6章 景観まちづくりの推進	1 計画実現に向けた役割 2 良好な景観形成の実現に向けて
--------------------------	----------------------------------

第2章 竹原市の景観特性

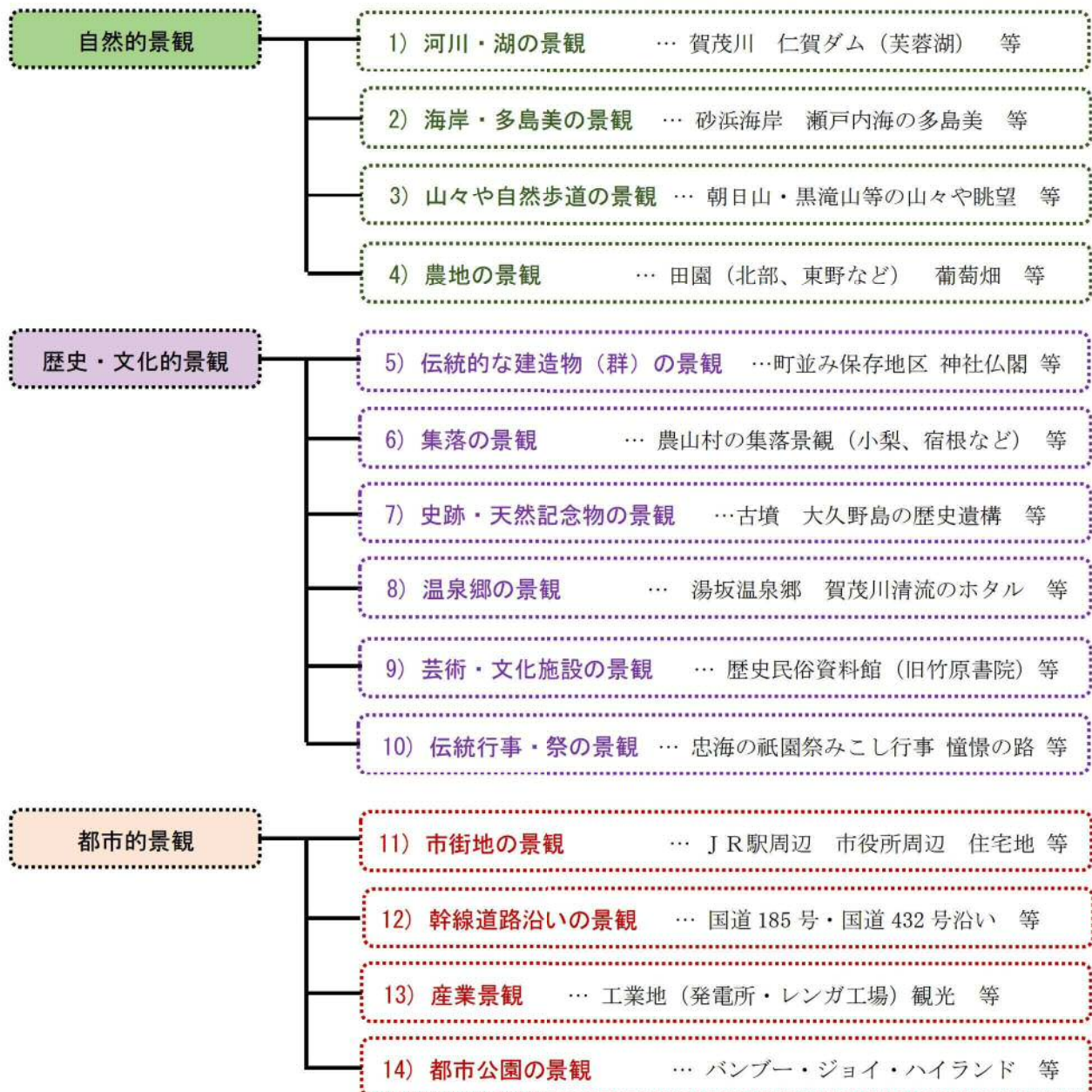
1 景観を構成する要素

本市の景観は大別して、「自然的景観」「歴史・文化的景観」「都市的景観」の3種類に分類されます。

自然的景観は、瀬戸内海や朝日山・黒滝山等の山々、賀茂川や仁賀ダム（芙蓉湖）等の河川・湖など、海から山にかけての多様な自然資源から形成されます。

歴史・文化的景観は、町並み保存地区に代表される伝統的な建造物群や史跡・天然記念物、忠海の祇園祭みこし行事や神明さん等の伝統行事・祭など、地域の歴史・文化的資源から形成されます。

都市的景観は、商店街や住宅地等の市街地、国道185号や432号等の幹線道路沿道、発電所やレンガ工場等の工業地など、計画的あるいは人工的に形成された都市空間から形成されます。



2 景観の形状

景観の形状は大きく分けて、「面的景観」「線的景観」「点的景観」の3種類に分類されます。

面的景観は、地形や土地の利用形態によって、一定のまとまりを持って形成される景観です。本市では、市街地を取り囲む山々や瀬戸内海、田園風景等が該当します。

線的景観は、道路や河川、海岸線など、線的なつながりをもって形成される景観です。本市のシンボルとなっている国道432号・県道竹原港線の沿道や賀茂川、瀬戸内海の海岸線等が該当します。

点的景観は、地区の景観を特徴づける歴史的建造物やランドマークとなる施設、祭りイベント等のスポット的に形成されている景観です。本市では西方寺普明閣をはじめとした社寺や宿根の大桜、神明さん等が該当します。

面的景観



線的景観



点的景観



3 自然的景観の特性

本市は瀬戸内海と緑の山々に囲まれた自然的景観が豊かなまちです。市のランドマークとなっている朝日山や黒滝山は、市街地の背景としての山並み景観を形成する一方、山頂から市街地や瀬戸内海を一望できる市内有数の眺望スポットとなっています。また、本市は竹がシンボルになっており、市内の各地で竹林を目にすることができます。特に小吹地区の竹林は地域住民をはじめ、多くの人の心に残る代表的な景観となっています。

沿岸部には、瀬戸内海国立公園や自然海浜保全地区があり、ハチの干潟や砂浜などの自然海岸の景観、大久野島や阿波島などの多島美の景観が形成され、海岸線を走る国道185号やJR呉線、忠海長浜のエデンの海パーキングエリアからは瀬戸内海の多島美や海に沈む夕日を眺めることができます。

市北部では、春先の水を張った水田や秋の黄金色の稲穂がのどかな田園風景を形成し、市南部では、賀茂川下流の葡萄畑と吉名町の特徴的な赤土のじゃがいも畑が広がり、市全域で様々な農地の景観を見ることができます。

市の中央を流れる賀茂川やその源流にある仁賀ダム（芙蓉湖）では、桜並木やホタル等を楽しめる良好な親水空間が形成されているとともに、山間部では自然歩道等が整備され、豊かな自然と触れ合える市民に安らぎと潤いをあたえる場所になっています。



ハチの干潟の夜明け



東野町の田園風景



仁賀ダム（芙蓉湖）



賀茂川沿いの自然景観



黒滝山山頂から見る忠海市街地と多島美



4 歴史・文化的景観の特性

本市には、江戸時代に製塩業をはじめとした生業により発展した町並み保存地区（重要伝統的建造物群保存地区）や海運の要衝として繁栄した忠海市街地があり、歴史ある家屋や神社仏閣が美しい歴史・文化的景観を形成しています。

町並み保存地区では、本瓦葺き・漆喰塗籠・多様な格子の意匠の優れた屋敷や数多くの文化財、文化施設が軒を連ね、町並みと調和した黒レンガ舗装や側溝の美装化等が行われているとともに、市木である竹を活用した細工や家の前に飾られた花々が風情とおもてなしを感じる、歩きたくなる町並みが形成されています。また、地区の西側を流れる本川には、港町当時の雁木と常夜灯が佇み、重厚な町並みとその背景をなす風致地区と一体となった美しい景観を作りだしています。

忠海市街地では、切妻造りや虫籠窓を残した伝統的な町家と地区内に点在する神社仏閣が趣のある落ち着いた景観を形成し、また、市街地南側の海岸にある賀儀城跡（水軍城）、忠海港に残る船入堀や常夜灯と雁木が港町当時の面影を今も残しています。

また、大久野島の歴史遺構や北部地域の古墳群など、市内には現在も保全されている史跡・古墳があるとともに、忠海長浜の楠神社のクスノキといった天然記念物、農山村の集落風景や温泉郷の風景、賀茂川清流のホテルなど、今後も守り育てていくべき景観が数多くあります。

さらに、竹原住吉まつりや忠海の祇園祭みこし行事、福田のししまい、市内各所の神明祭（神明さん）など古くから受け継がれてきた伝統祭事も多く、近年ではたけはら憧憬の路や竹まつり、さくらフェスといった季節行事も行われ、人々の交流と季節が織りなす風物詩としての景観を創出しています。



たけはら町並み保存地区



忠海の古い町並みと祇園祭みこし行事



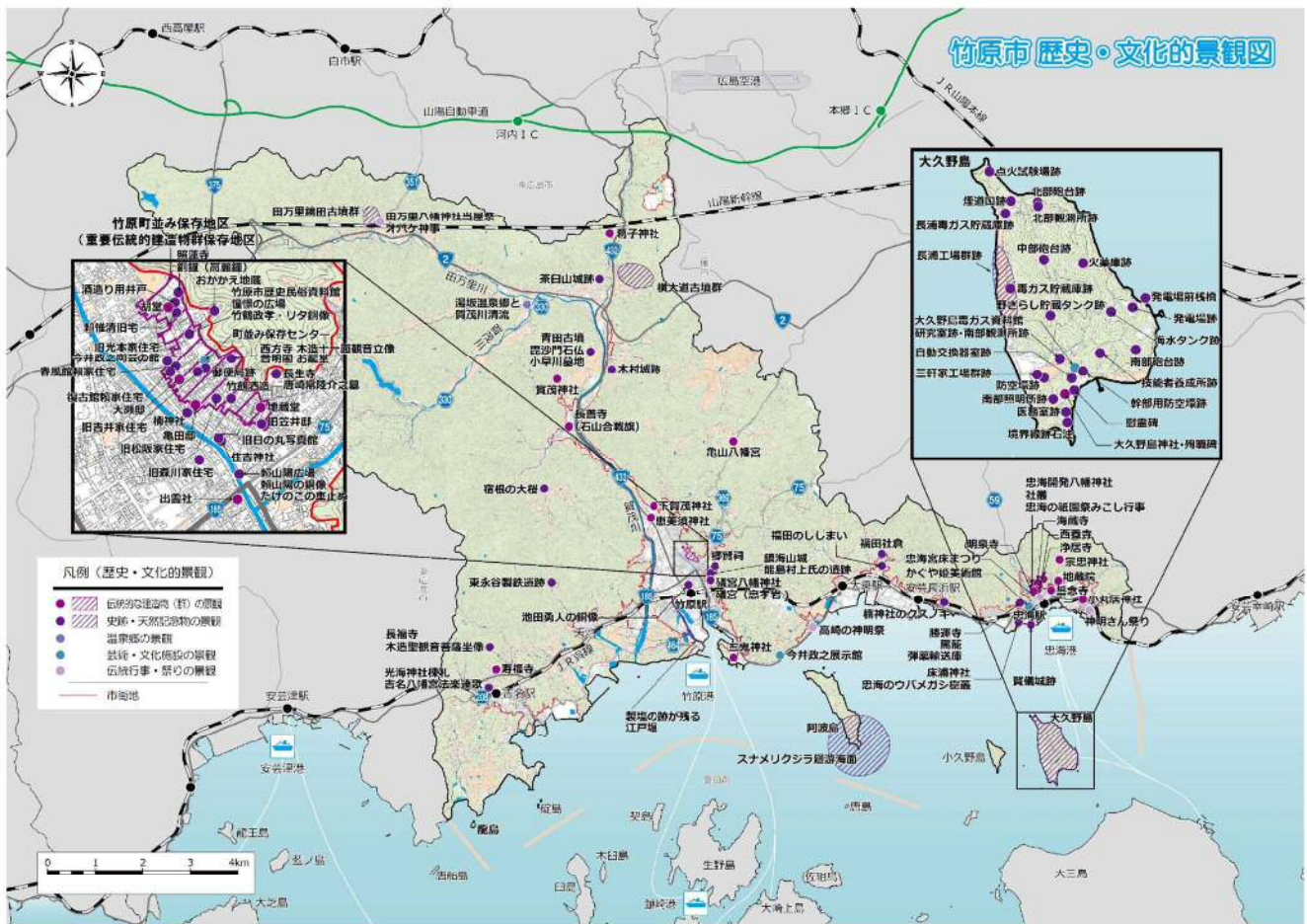
本川の雁木と竹原住吉まつり



大久野島の歴史遺構



西方寺山門からの雪景色



5 都市的景観の特性

J R 竹原駅前や竹原市役所周辺の中心市街地、国道 432 号などの幹線道路沿道には、市民の暮らしを支える拠点として、多くの店舗や事業所、公共施設等が立ち並ぶ都市空間が形成されています。

J R 竹原駅前や幹線道路沿道は、電車や車などで本市を訪れる人々にとっては玄関口となることから、竹原らしい景観づくりが期待されており、歴史的なまちなみ景観に合わせた歩道整備や公園整備、町並み保存地区の格子をモチーフとした駅舎デザイン、国道 432 号の竹の街路樹整備、国道 185 号の無電柱化など、良好な景観形成への取組が行われています。

竹原の中心市街地周辺及び J R 各駅周辺では、市民の生活の場となる住宅地としての落ち着いた景観が形成されており、総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドや内堀公園などの都市公園では、市民の活動と憩いの場所として良好な都市環境を提供しています。

また、J R 忠海駅前では、駅周辺の空き家を改修したリノベーションによるまちの再生や忠海港への歩道整備、内堀公園の活用、忠海港では大久野島への観光客のための店舗の整備等、おもてなしの景観づくりが進められています。

臨海部には、火力発電所をはじめとした工業地があり、ダイナミックな工場景観や工場夜景、特徴的な吉名のレンガ工場の景観を見ることができます。このうち、竹原製煉所の紅白の煙突は地域住民から「竹太郎」の愛称で親しまれ、遠くからでも眺めることができます。



J R 竹原駅前商店街



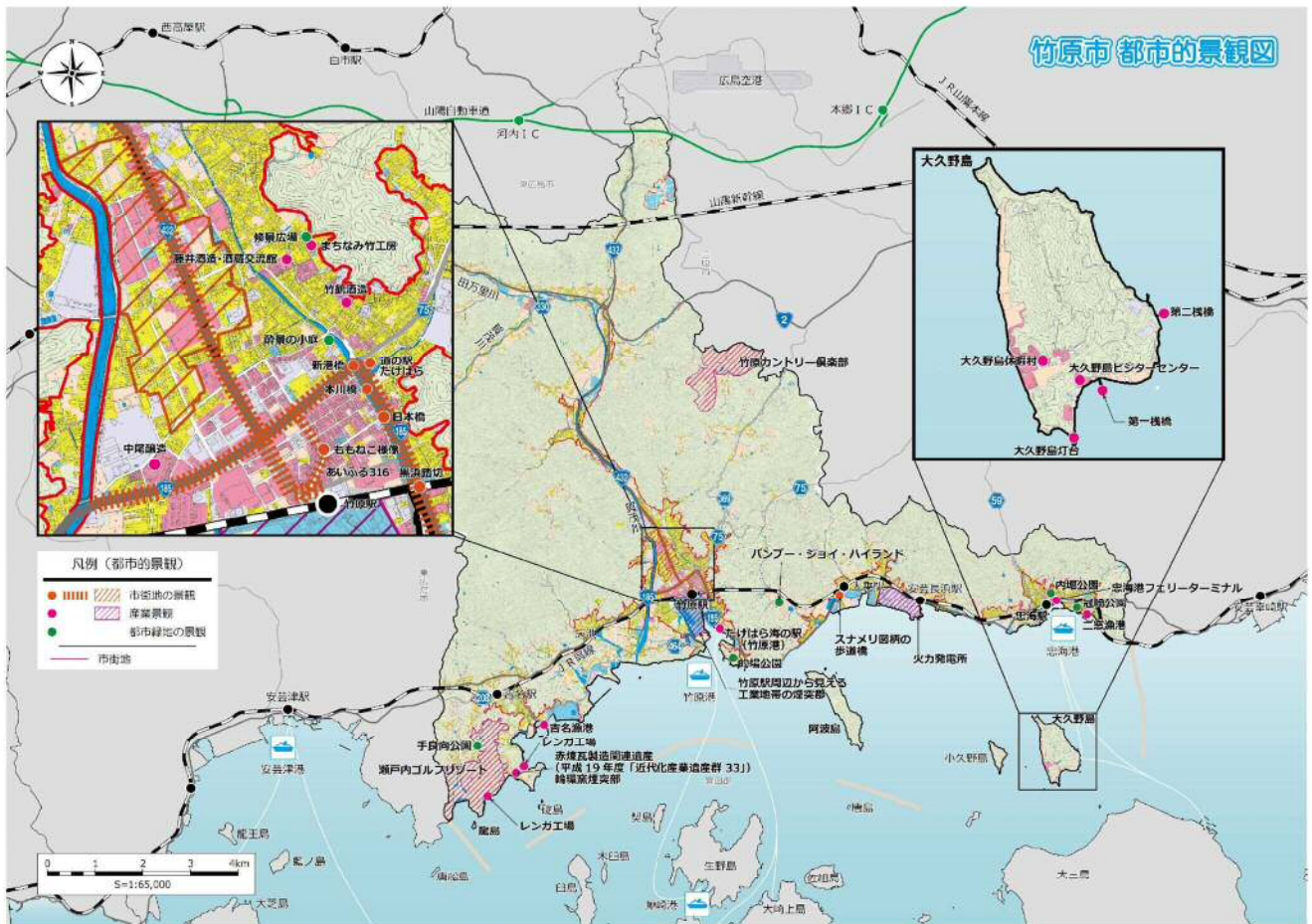
内堀公園



J R 呉線



竹原市街地と竹太郎（竹原製煉所の煙突）



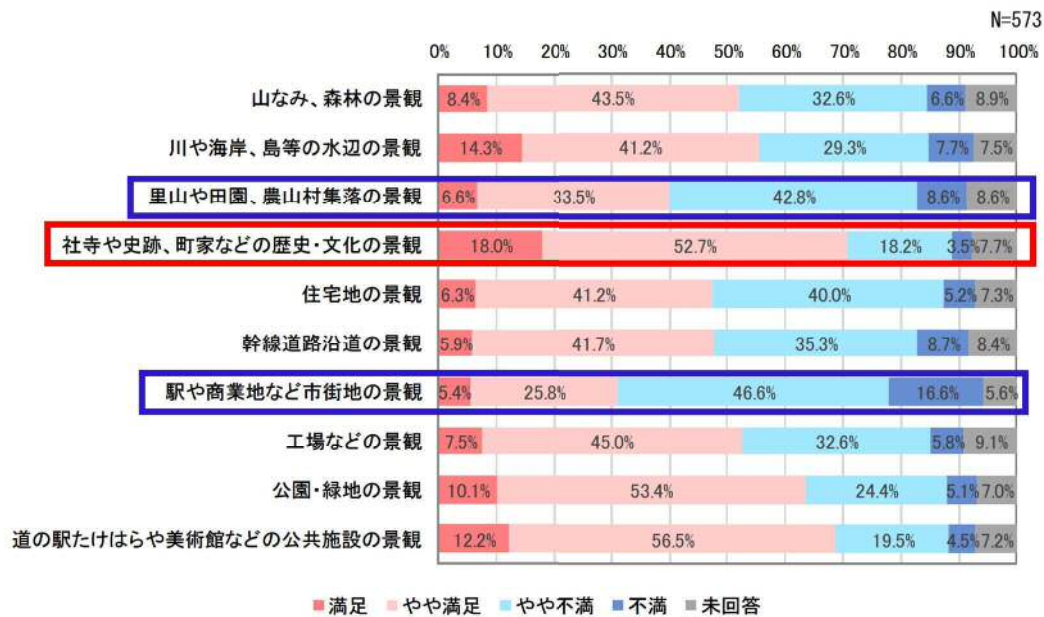
6 市民の考える竹原らしい景観

市民は本市の景観形成を主体的に進めていく担い手と言えます。そのため、市民の景観形成に対する意識を把握するために竹原市の景観に関するアンケートを実施しました。

(1) 景観に対する満足度

本市の景観に対する現在の満足度は、『満足』『やや満足』の合計が50%以上を占め、概ね満足度が高い傾向にあります。特に、『歴史・文化の景観』の満足度が高く、本市を代表する景観として維持・保全し、次の世代に引き継いでいく必要があります。

一方、『里山や田園、農山村集落の景観』や『駅や商業地など市街地の景観』は『不満』『やや不満』が50%以上を占め、集落景観や市街地景観の質の向上が求められています。



■コラム 市民アンケート調査で選ばれたお気に入りの景観

竹原市のお気に入りの景観や未来の子どもたちに残したい景観に関する設問では、町並み保存地区をはじめとした「歴史的なまちなみ」が最も多く選ばれました。また、祭事等の風景といった人々の交流が生まれる形を持たない景観も多く選ばれています。



西方寺普明閣からの眺望



福田のししまい

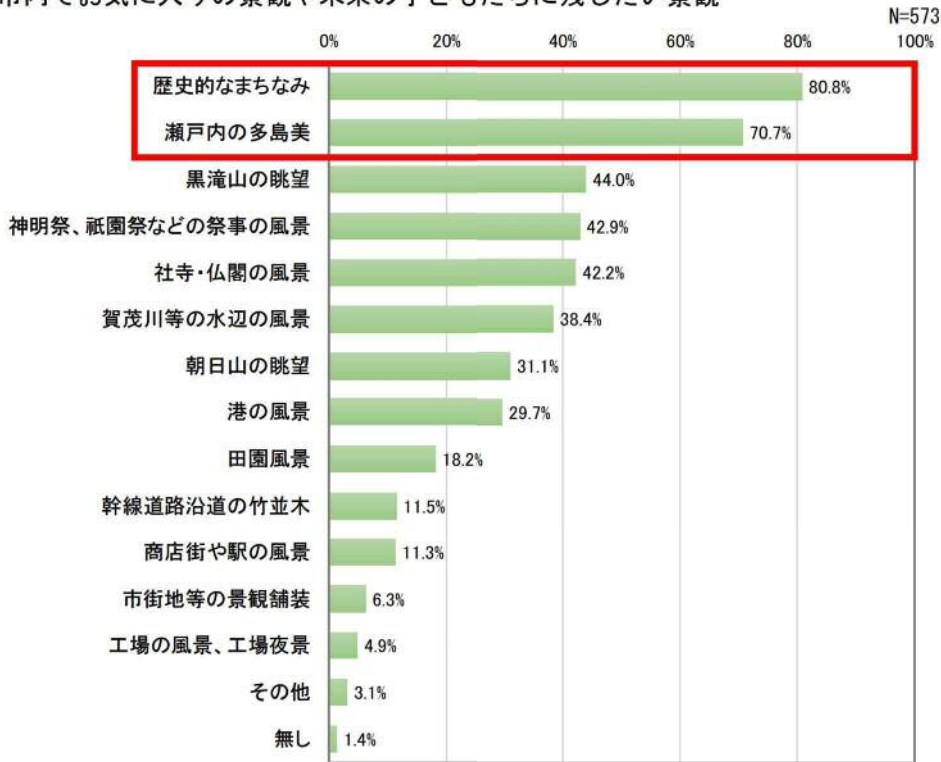


二窓の神明祭

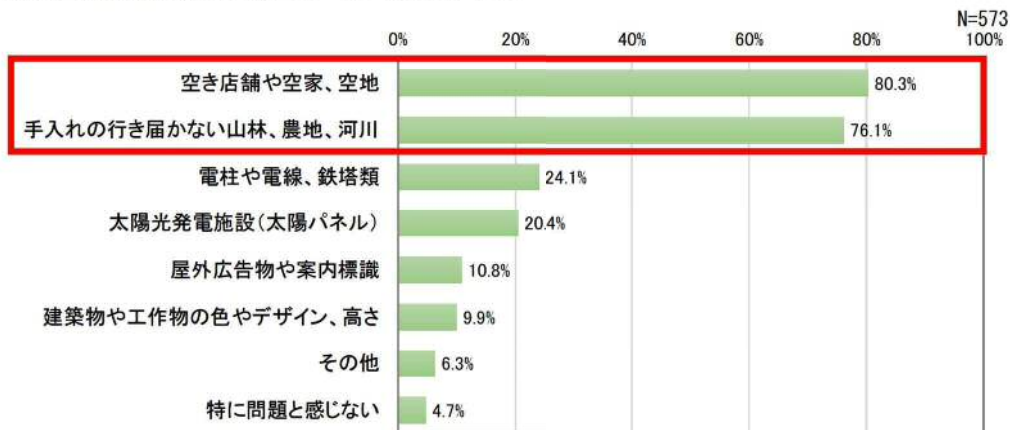
(2) お気に入りの景観と改善が求められる景観

お気に入りの景観については、『歴史的なまちなみ』や『瀬戸内の多島美』の自然的・伝統的な景観が多くを票を集めています。一方、良好な景観形成を損ねていると感じるものは、『空き店舗や空家、空地』、『手入れの行き届かない山林、農地、河川』といった、放置されている内容に関するものが増えており、適切な維持管理が求められています。

■竹原市内でお気に入りの景観や未来の子どもたちに残したい景観



■良好な景観形成を損ねていると感じるもの



7 景観形成に関する課題

良好な景観形成に向けて取り組むべき課題を“保全”、“創出”、“改善”、“仕組みづくり”の観点で抽出しました。

課題1 良好な景観の保全

- 朝日山や黒滝山は市を代表するランドマーク、地域のシンボルとなっています。これらのランドマークを『見上げる眺望』やそこから『見下ろす眺望』を保全するため、それぞれの視点場の適切な維持管理や景観を阻害する建造物等の開発・建築を制限することが求められています。
- 大久野島をはじめとした瀬戸内海の多島美の景観は市の重要な景観資源となっており、眺望点の保全・改善と島や海の景観保全が求められています。
- 本市を代表する景観のひとつである歴史的なまちなみは、先人たちより引き継いできたものであり、後世に残す重要な財産であるため、適切な維持管理により保存し続ける必要があります。
- 憧憬の路や神明祭など、市内各地で開催される伝統行事・祭りは本市を特徴づける景観ですが、近年の少子高齢化等により、行事の維持が困難になっています。これらの行事・祭りを守るために、地域住民だけでなく周辺地域とも連携することが重要です。

課題2 地域資源の価値を高める

- J R 駅前や幹線道路沿道の景観は市の玄関口として人々が目にすることから、玄関口にふさわしい魅力ある景観づくりが求められています。
- 本市には市内外から評価の高い自然・歴史・都市的景観があり、これらの魅力的な景観は重要な観光資源にもなっているため、市内外への魅力の発信が求められています。
- 竹原駅前商店街等は J R 竹原駅と町並み保存地区をつなぐルートになっており、連続した賑わい景観を形成し、市民や観光客が歩きたくなるような景観まちづくりが求められています。

課題3 景観阻害要素の改善

- 歴史的なまちなみを有する地区や主要道路沿道に周囲と調和しない色彩やデザインを持つ建造物や広告物が立地している場所があります。これらの建造物や広告物に対する適切なルールづくりが求められています。
- 主要道路沿道の耕作放棄地や海岸沿いなどに太陽光パネル等が設置されています。低未利用地を有効に活用できる一方で景観に悪影響を与えている場所もあるため、太陽光パネル等の設置には周辺景観との調和が求められています。
- 放置されている空き店舗や空き家、空き地が増加しており、良好な景観形成を阻害しています。これらの阻害要素を解消することが重要です。

課題4 景観形成に向けた仕組みづくり

- 良好な景観形成を進めるためには、行政の取組だけでなく市民一人ひとりの意識向上や活動も重要であり、市民・事業者等と行政とが一体となり協働で取り組むことが必要です。
- 良好な景観の保全や形成を行う上でルールづくりに加えて、景観イメージを醸成することも重要です。

第3章 竹原市が目指す景観づくり

1 景観形成の将来像・基本方針

本市の良好な景観の形成に関する考え方として、市の景観特性や上位計画、市民意向等を踏まえた「景観形成の将来像」と「景観形成の基本方針」を定めます。

(1) 景観形成の将来像

竹原らしさが四季を彩り 交流と魅力あふれるまち

【主旨】

市内に点在する自然資源や歴史資源、まちでの伝統行事などは四季に応じて多彩な景観を創出しています。春には、賀茂川や総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドをはじめ、市内各地が桜で彩られ、多くの人の心に残る景観をつくっています。夏には、瀬戸内海の島と青い海のコントラストが夏の訪れを感じさせます。秋は黄金色に彩られた北部地域の田園が秋の風景を特徴づけています。また、町並み保存地区に代表される本市の歴史資源は季節を問わず趣のある風景を創出しています。一方で、神明祭や忠海の祇園祭みこし行事など、市内各所で昔ながらの祭りや伝統行事が行われており、地域や世代を超えた交流が本市の大きな強みとなっています。

この竹原らしい景観を一人ひとりが守り・活かすことで、これからも四季を通じて美しく、魅力あふれる竹原を守りつづけるとともに、資源を生かした交流を促進させ、地域に賑わいを生むことを目指します。

“竹原らしさ”とは、瀬戸内の海・山・田園と歴史あるまちなみがまとまった竹原特有の風景や伝統行事等の賑わいが住民の生活と融合し、誰でも身近に景観を感じられること

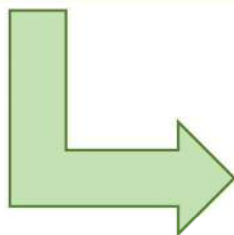
(2) 景観形成の基本方針

景観形成の将来像を実現するため、「まもる（保全・維持）」、「みがく（創出・向上）」、「ととのえる（改善・配慮）」、「つなぐ（協働）」の4つの基本方針に基づき、より具体的な景観形成の基本方針を定めます。

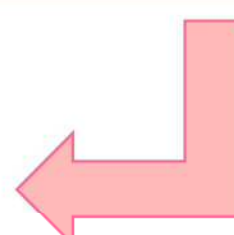
◇誇りある景観を
「まもる（保全・維持）」

◇魅力ある景観を
「みがく（創出・向上）」

◇愛着ある景観を
「ととのえる（改善・配慮）」



◇一人ひとりの力を
「つなぐ（協働）」



◇誇りある景観を 「まもる（保全・維持）」

本市は風光明媚な瀬戸内海に面し、市街地の背後には朝日山や黒滝山に代表される山林があり、瀬戸内海の多島美や北部地域の田園など、多彩な自然景観を有しています。

また、近世に発展した製塩業が現在の町並み保存地区を形づくっており、人々の生活と伝統が融合した歴史景観を受け継いでいます。加えて、神明祭や忠海の祇園祭みこし行事などの伝統・文化資源を地域固有の景観として残しています。

今日まで先人たちが守り続けた本市の誇りある景観は竹原の財産であり、将来に渡って継承し続けるため、積極的に保全し、誇りある景観形成に取り組みます。



◇魅力ある景観を 「みがく（創出・向上）」

良好な景観を形成するためには、自然の風景や歴史を感じさせるまちなみを守るだけでなく、誰にとっても居心地がよく、訪れたい・訪れてほしいと思えるような空間へと価値を高めることが重要です。

このため、地域の景観を構成する重要な要素を活用し、磨き上げ、発信することで、魅力ある景観の創出に取り組みます。

特に市の玄関口となるJR竹原駅前、中心市街地の活性化や地域の魅力づくりと連携した景観形成に取り組みます。



◇愛着ある景観を 「ととのえる（改善・配慮）」

急速な人口減少や高齢化の進展により、空き家や耕作放棄地等が急増し、中心市街地の活力ある景観や美しい田園風景等を阻害しています。また、落ち着いた住宅地にある過度に派手な屋外広告物や農地にある太陽光パネルも良好な景観を阻害する要因になっています。

これらの景観を阻害する要因を取り除き、周辺と調和した景観づくりを進め、愛着のある景観形成に取り組みます。



◇一人ひとりの力を 「つなぐ（協働）」

美しい景観は、限られた人や団体だけで作っていくことはできません。美しい景観を将来につなげられるよう、協働で取り組む景観づくりを目指し、市民、事業者、行政が役割を分担し、一人ひとりが力を合わせて、景観づくりの輪をつなげます。

良好な景観を自分たちの手で、「まもり」、「みがき」、「ととのえる」ことを通じて、一人ひとりの景観への意識を高めるとともに、地域の魅力を広く発信し、市内外に誇れる良好な景観形成に取り組みます。



2 景観計画区域とゾーニング

本市は瀬戸内海に面した沿岸部や市の中央を貫流する賀茂川沿いに市街地が形成され、市街地を囲むように山地部や農地が広がっており、市内各所に豊かな景観資源が点在しています。これらの資源を一体的に保全し、竹原らしいまとまりをもった景観を形成し、市全域で景観づくりを進めていく必要があることから、「竹原市全域」を景観計画区域とします。



景観計画区域 : 竹原市全域

地域の持つ資源や土地利用などの景観特性に応じた景観形成を進めるため、景観計画区域を5つのゾーンと2つの景観軸に区分します。

それぞれのゾーンは景観特性に合わせて、「まちなかゾーン」「住宅地ゾーン」「田園集落ゾーン」「多島美ゾーン」「山なみゾーン」に分類します。また、住宅地ゾーンのなかで特に歴史的なまちなみを形成する地域を「歴史まちなみ地域」、多島美ゾーンのなかで近代的な工場等が集積する地域を「近代産業地域」とします。

景観軸は道路や河川など、連続的な景観を形成する線的なエリアを設定し、幹線道路沿道の「沿道景観軸」と賀茂川周辺の「河川景観軸」に分類します。

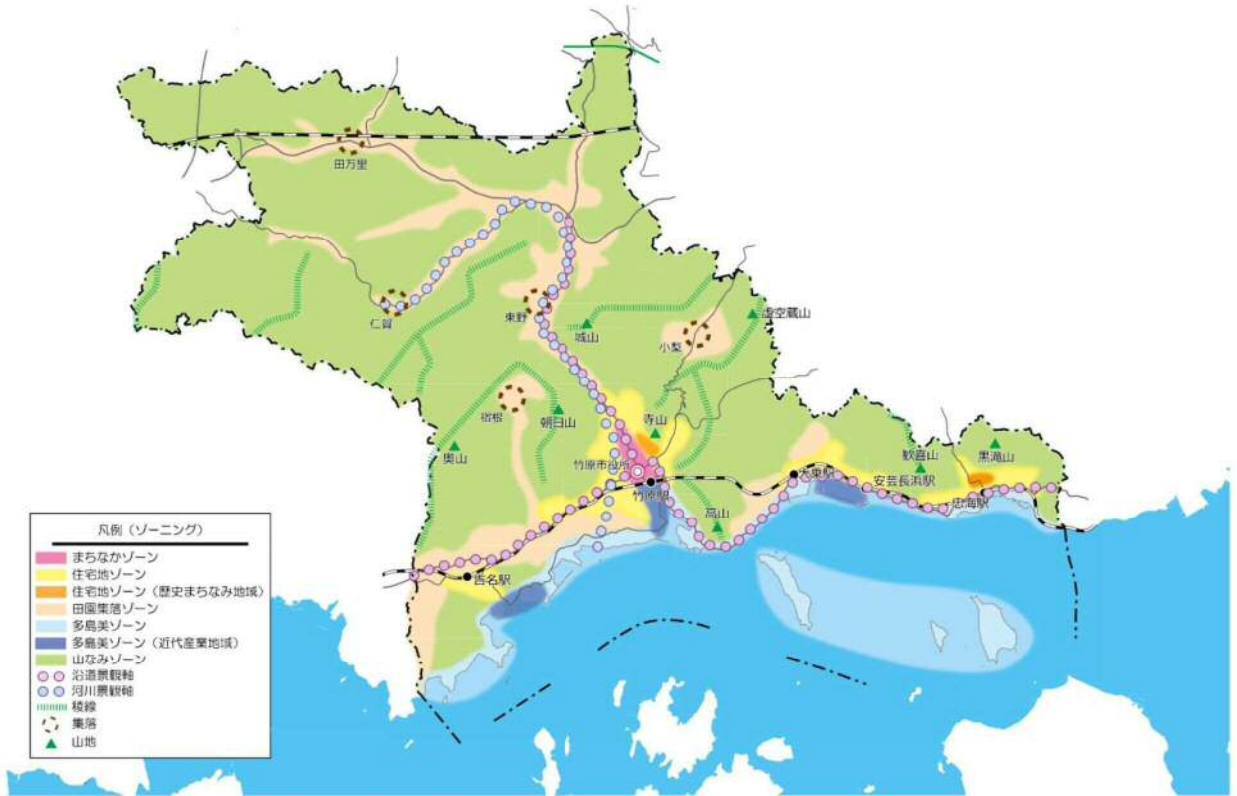


図 ゾーン区分図

ゾーン・軸	概要	主な地区など
まちなかゾーン	JR 竹原駅北側の商店街や竹原市役所周辺の商業施設や公共施設が集積する市街地エリア	竹原駅・竹原駅前商店街 新開地区
住宅地ゾーン	まちなかゾーン周辺や吉名駅、大乘駅、忠海駅周辺の住宅地エリア	吉名駅周辺、大乘駅周辺、忠海駅周辺、 下野町
歴史まちなみ地域	歴史ある建物と住宅が共存し、趣のある景観を形成するエリア	町並み保存地区 忠海市街地
田園集落ゾーン	竹原市北部や宿根地区等の主に農業が営まれているエリア	東野町、新庄町、西野町、田万里町、 仁賀町、小梨町、宿根地区
多島美ゾーン	豊かな自然景観を有する島々による多島美を形成するエリア	瀬戸内海沿岸 大久野島・小久野島・阿波島
近代産業地域	レンガ工場や火力発電所等が立地する臨海部の工場エリア	吉名レンガ工場周辺、竹原製煉所周辺、 竹原火力発電所周辺
山なみゾーン	市街地を取り囲むように山々が広がっている緑あふれるエリア	朝日山、黒滝山等のランドマーク 市街地を取り囲む山々など
沿道景観軸	国道 185 号及び国道 432 号の幹線道路沿道のエリア	国道 185 号、国道 432 号・県道竹原港線
河川景観軸	賀茂川の周辺	賀茂川

3 ゾーン別の景観形成の方針

景観形成の将来像及び基本方針を踏まえ、設定したゾーンごとの景観形成の方針を示します。

1. まちなかゾーン

【景観特性】

竹原駅前商店街や国道432号沿道の商業施設を中心とし、賑わいのある景観を有しています。

竹原駅前商店街は、親しみと潤いのある買い物公園道路として昭和61年に整備され、ノスタルジックな当時の雰囲気を現在まで残しています。また、JR竹原駅から町並み保存地区を繋ぐ主要なルートになっており、市民だけでなく来訪者にも利用されるなど、多くの人に親しまれています。一方で、後継者不足等により、商店街では空き店舗が増加しており、連続性のある景観を阻害しています。

国道432号沿道や新開地区は、市民の生活を支える商業施設や公共施設が立地しており、市街地としての賑わいのある景観と、市木である竹の街路樹による竹原らしい景観がつけられています。



竹原駅前商店街



国道432号沿道

【景観づくりの目標】

竹原市の中心地として、竹原らしい魅力と賑わいのある景観の創出を目指します。特に竹原駅前商店街は、町並み保存地区へつながるルートとなっており、市民や来訪者が心地よさと魅力を感じる景観形成を目指します。

【景観形成の方針】

誇りある景観を「まもる」

- ・竹原駅前商店街はノスタルジックで親しみのある雰囲気を残しつつ、建築物等の形態や色彩を工夫し、周囲と調和した景観を維持します。
- ・国道432号沿道における商業施設や公共施設等が形成する市街地は、商業地として活力ある景観を維持します。特に、沿道の商業施設は竹の街路樹と調和した良好な沿道景観を維持します。

魅力ある景観を「みがく」

- ・駅前広場や商店街沿道の店舗と一体となった駅前ストリーートの魅力向上により、まちなかを歩きたくなる、心地よさと魅力を感じる竹原の顔となる景観づくりを進めます。
- ・公共施設ゾーンで想定されている施設の再編により、市民が日常的に集いたくなる魅力ある景観を創出します。

愛着ある景観を「ととのえる」

- ・竹原駅前商店街では、建築物等の形態や色彩等の工夫により、統一感のある景観を形成します。
- ・幹線道路沿道の建築物・広告物は、活力ある市街地景観を創出しつつ、周辺の環境と調和を図るため、適切なルールづくりによる景観形成を進めます。
- ・関連計画と連携した取組により、商店街における連続性のある景観を阻害する空き店舗等を改善することで良好な景観を形成します。

2. 住宅地ゾーン

【景観特性】

市民の生活の場となる住宅地で、低層住宅を中心とした建物が立地し、庭先や沿道の緑化等によりゆとりのある景観を形成しています。

計画的に整備された住宅地では、ゆとりある道路空間や公園が整備されているとともに、オープンガーデンや統一感のある建物等により、落ち着きと調和のある景観を形成しています。

また、地域で協力して清掃活動を行うなど、住民主体となった景観づくりが行われている地域もあります。

一方で、近年の人口減少の影響で空き家、空き地等が増加しており、適切な維持管理が行われないことから、良好な住宅地の景観を阻害している場所もあります。



忠海の住宅地



新開地区周辺

【景観づくりの目標】

生活の場として、市民が落ち着きを感じる景観形成を目指します。

【景観形成の方針】

誇りある景観を 「まもる」

- ・周辺環境との調和に配慮した建築物の形態や色彩、緑化等により、ゆとりと落ち着きのある住宅地景観を保全します。
- ・地域の憩いの場となる公園や緑地の適切な維持により、ゆとりある景観を保全します。
- ・福田のししまいや磯宮八幡神社の夏越祭などの地域で受け継いできた伝統行事等がつくりだす景観の継承に努めます。

魅力ある景観を 「みがく」

- ・建築物等が密集した地区では、道路空間や広場空間の確保、緑化の促進等の居住環境の改善により、安全でゆとりある景観を創出します。
- ・公園や緑地の適正な配置と周辺景観と調和した施設整備により、快適で居心地のいい空間を創出します。
- ・新たな住宅開発等が行われる場合は、建築物の形態や色彩等の景観の工夫や緑化の促進等により、良好な住宅地景観を創出します。

愛着ある景観を 「ととのえる」

- ・関連計画等と連携した取組により、空き家等の景観を阻害する要因を改善し、落ち着きのある住宅地景観を形成します。

2.1 住宅地ゾーン 歴史まちなみ地域

【景観特性】

住宅地ゾーンのうち、歴史的なまちなみが残る地域で、伝統的な住宅や社寺が美しい歴史・文化的景観を形成しています。

町並み保存地区は、国の重要伝統的建造物群保存地区に選定され、国重要文化財の春風館頼家住宅や市重要文化財の旧松坂家住宅など、歴史的な文化財が点在しています。これらの文化財がつくるまちなみは、竹原の財産として地域協力のもと保全に取り組んでいるとともに、市の重要な観光資源となっており、市内外から多くの観光客が訪れています。

忠海市街地には、潮待ち港の名残を残す歴史ある町家が多く残っており、古い町家と現在の住宅が共存する景観を形成しています。また、良好な景観と空間の創出に向けて、古民家改修や地域イベントなどの取り組みも行われています。

一方で、空き家や周辺と調和しない広告物など、歴史的なまちなみの連続性を阻害しているものもあります。



町並み保存地区



忠海市街地

【景観づくりの目標】

“竹原らしさ”を継承し、生活と伝統が融合した歴史的景観の維持・向上を目指します。

【景観形成の方針】

誇りある景観を「まもる」

- ・町並み保存地区では関連計画と連携した歴史的な建築物等の保存・活用により、歴史あるまちなみを保全します。
- ・忠海市街地や町並み保存地区周辺の歴史あるまちなみと住宅が共存する地区では、歴史的な建築物の維持と住環境の確保の両立を図り、歴史と生活が融合したまちなみを保全します。
- ・かつての港としての面影を残す本川橋周辺や本川と忠海にある雁木・常夜灯等を適切に維持し、周辺の歴史的なまちなみ景観との調和に努めます。

魅力ある景観を「みがく」

- ・関連計画と連携した歴史的な建築物等の活用やまちなみと調和した街路・サイン等の整備により、地域全体の価値の向上や魅力ある景観の創出に努めます。
- ・歴史的なまちなみや建築物等の魅力ある景観を幅広く情報発信し、地域内外の交流を促進します。
- ・竹原住吉まつりや忠海の祇園祭みこし行事などの地域で受け継いできた伝統行事等がつくりだす景観の継承に努めます。

愛着ある景観を「ととのえる」

- ・歴史的なまちなみの連続性を阻害する建築物や工作物の適切な規制・誘導により、統一感のあるまちなみ景観を形成します。

3. 田園集落ゾーン

【景観特性】

主に農業が営まれ、農地と集落が調和した田園景観を形成しています。

田園景観は地域ごとに異なっており、吉名地域では、瀬戸内海を背景とした赤土のじゃがいも畑が地域の田園景観を特徴づけています。

竹原地域南部では、明治時代から続くぶどう畑が賀茂川下流に広がっており、地域の重要な景観の一つとなっています。

北部地域では、水田を中心とした農地が広がっており、春の水を張った田んぼや秋の稲穂が季節に応じた田園の景観を形成しています。加えて、湯坂温泉郷は豊かな自然に囲まれた情緒ある温泉地として、美しい景観が訪れた人に安らぎをあたえています。

一方で、担い手不足等により、適切な維持管理ができなくなった農地は、耕作放棄地や太陽光パネルの設置により景観が悪化しており、近年問題となっています。



東野の田園風景



湯坂温泉郷

【景観づくりの目標】

集落と農地が周辺の自然と調和した安らぎのある景観形成を目指します。

【景観形成の方針】

誇りある景観を 「まもる」

- ・都市的土地利用等の抑制により、集落と農地が調和した緑豊かな田園景観を保全します。
- ・田園風景を形成する田畑等の適切な維持により、良好な田園景観を保全します。
- ・湯坂温泉郷における安らぎと情緒が感じられる温泉地としての景観を保全します。
- ・神明祭などの地域で受け継いできた伝統行事等がつくりだす景観の継承に努めます。

魅力ある景観を 「みがく」

- ・点在している田畑の集約や大規模化等の農地の有効活用により、美しい田園景観を創出します。

愛着ある景観を 「ととのえる」

- ・耕作放棄地となっている農地を再生し、農地と集落が一体となった景観を形成します。
- ・関連計画等と連携した取組により、空き家等の景観を阻害する要因を改善し、安らぎのある集落景観を形成します。
- ・太陽光発電設備等の周辺の農地と不調和な大規模工作物等は、設置場所や色彩と植栽等を工夫し、景観への配慮を行います。

4. 多島美ゾーン

【景観特性】

瀬戸内の海と自然豊かな島々が織りなす多島美の景観を有しています。

市の沿岸部や海岸沿いを走る国道185号とJR呉線からは、美しい瀬戸内海の景観を見ることができ、的場公園やエデンの海パーキングエリア等は多島美を望む眺望点として多くの人が訪れています。

また、国天然記念物に指定された阿波島のスナメリクジラ廻游海面や野生のうさぎが住む大久野島など、島々には豊かな自然景観があり、特に大久野島はうさぎ島の愛称で親しまれ、多くの観光客が訪れています。一方で、島内には歴史的な遺構も多く残されており、自然と歴史が融合した景観を形成しています。

生きている軍艦島と呼ばれる契島は、まるで海に浮かぶ要塞のような特徴的な景観を有し、夜には美しい夜景を見ることができます。



沿岸部の高台からの多島美



高崎町からの夕景

【景観づくりの目標】

瀬戸内海の豊かな自然景観を有する島々による多島美を生かした景観形成を目指します。

【景観形成の方針】

誇りある景観を「まもる」

- ・関係機関との連携により、瀬戸内海の魅力ある景観を構成する自然資源を保全します。
- ・関係機関との連携により、老朽化が進む大久野島の歴史遺構を保全するとともに、島の歴史を継承します。
- ・的場公園や沿岸部の高台、JR呉線等から望む瀬戸内海の多島美景観を保全します。

魅力ある景観を「みがく」

- ・瀬戸内海の多島美を楽しめる景観ルートや眺望点の整備、魅力ある景観の幅広い情報発信により、多くの人が集う空間を創出します。
- ・忠海駅や忠海港における建築物等の修景により、地域の玄関口として魅力ある景観を創出します。

愛着ある景観を「ととのえる」

- ・太陽光発電設備等の周辺の風景と不調和な大規模工作物等は、設置場所や色彩と植栽等を工夫し、景観への配慮を行います。

4.1 多島美ゾーン 近代産業地域

【景観特性】

多島美ゾーンのうち、吉名レンガ工場周辺や竹原製煉所周辺、竹原火力発電所周辺など、近代的な工場が集積する地域で、地域固有の産業景観を形成しています。

吉名地域でのレンガの生産は明治時代から始まっており、今もいくつかの工場が立地し、特徴的なレンガ景観を形成しています。また、煉瓦造りの輪環窯煙突部は、平成19年に経済産業省の近代化産業遺産認定遺産リストに掲載されており、高い評価を得ています。

竹原製煉所や竹原火力発電所は、瀬戸内海を背景にしたダイナミックな工場景観を形成しています。また、夜には工場夜景が瀬戸内海に映え、昼と夜で異なる景観を楽しむことができます。



吉名レンガ工場



竹原火力発電所

【景観づくりの目標】

臨海部に立地するレンガ工場や火力発電所などの近代的な産業の景観形成を目指します。

【景観形成の方針】

誇りある景観を 「まもる」

- ・竹原地域や大乘地域の工場地は、建築物等の規模や色彩等の工夫により、背景の瀬戸内海と調和したダイナミックな工場景観を保全します。
- ・吉名地域の工場地は、建築物等の形態意匠や周辺の外構等の工夫により、レンガのまちとしての景観を保全します。

魅力ある景観を 「みがく」

- ・陸側からの景観のみならず海側から工場景観を楽しむ仕組みづくりや美しい工場夜景の幅広い情報発信により、新たな観光資源として活用します。

5. 山なみゾーン

【景観特性】

山林と竹林が大部分を占め、四季を通じて美しい自然景観を有しています。

山なみからは、市街地や瀬戸内海を一望できるとともに、緑豊かな山々が市街地の景観の背景を成しており、山林の自然的な景観と市街地の都市的な景観が調和した良好な景観を形成しています。

総合公園バンブー・ジョイ・ハイランドは、園内の桜並木を見に市内外から多くの人々が訪れており、景観や交流の重要な資源となっています。

北部地域の山林は、田園集落と調和した里山景観を形成し、仁賀ダム（芙蓉湖）周辺では、山間部の水辺と周辺の山林が水と緑あふれる親水景観を形成しています。

また、竹林は竹原の地名の由来と云われるほど市域に広く分布し、小吹地区や鎮海山の美しい竹林は原風景を感じる安らぎの景観となっています。



総合公園バンブー・ジョイ・ハイランド



鎮海山の竹林

【景観づくりの目標】

山々の緑豊かな自然景観の保全を目指します。

【景観形成の方針】

誇りある景観を 「まもる」

- ・朝日山や黒滝山、風致地区等の市内の山林は、市街地を取り囲む背景として重要な役割を担っており、関連機関と連携した育成・手入れによる緑豊かな山林景観を保全します。
- ・朝日山や黒滝山等は、市街地と瀬戸内海を一望できる重要な視点場であり、良好な眺望を阻害する行為等について適切な誘導を図り、良好な眺望景観を保全します。
- ・市民の憩いと交流の場となる総合公園バンブー・ジョイ・ハイランド等の公園や緑地は、適切な維持管理による魅力ある景観を保全します。
- ・仁賀ダム（芙蓉湖）と周辺の山林が調和した親水空間を保全します。
- ・竹林は本市の重要な資源であり、小吹地区をはじめとした竹林の風景を適切に維持管理します。

魅力ある景観を 「みがく」

- ・朝日山や黒滝山等の市街地と瀬戸内海を一望できる眺望点の整備や魅力ある景観の幅広い情報発信により、多くの人々が集う空間を創出します。
- ・総合公園バンブー・ジョイ・ハイランド等の公園や緑地は、訪れた人が安らげる空間整備や周辺の自然環境を生かした景観づくりにより、人と自然がふれあう魅力的な景観を創出します。

愛着ある景観を 「ととのえる」

- ・風力発電設備や太陽光発電設備等の周辺の風景と不調和な大規模工作物等は、設置場所や色彩等を工夫し、景観への配慮を行います。

6. 沿道景観軸

【景観特性】

国道 185 号と国道 432 号を軸とした沿道景観を形成するエリアで、市街地の中心部と沿岸や山間部をつなぐ連続的な景観を形成しています。

国道 185 号は本市の東西軸となっており、自然景観から都市景観まで楽しみ、特に沿岸部では瀬戸内海の連続的な多島美の風景を眺めることができます。また、中心市街地では、無電柱化が進められており、良好な市街地景観の形成と都市空間の創出に取り組んでいます。

国道 432 号・県道竹原港線は本市の南北軸となっており、市街地では商業施設が立地する活気あるまちなか景観、北部の山間部では緑の山々とのどかな農地の景観を連続的に望むことができます。また、J R 竹原駅前から中心市街地にかけては、竹の街路樹と歩道の黒レンガ舗装が整備され、竹原らしい景観が創出されています。



国道 185 号



国道 432 号・県道竹原港線

【景観づくりの目標】

市外からの来訪者も多く利用する主要幹線道路沿いは、“竹原らしい”玄関口となる景観形成を目指します。

【景観形成の方針】

誇りある景観を 「まもる」

- ・国道 185 号は、瀬戸内海を望む良好な眺望点と沿道の維持管理や整備により、魅力ある沿道景観を維持します。
- ・国道 432 号・県道竹原港線は、竹の街路樹整備や沿道の緑化、歩道の美装化などにより、市のシンボルロードとなる良好な沿道景観を維持します。

魅力ある景観を 「みがく」

- ・道路や交差点の改良事業に合わせた歩行者空間の整備により、歩きたくなる、滞留したくなる沿道景観を創出します。
- ・竹原中心市街地の国道 185 号及び国道 432 号・県道竹原港線は、無電柱化等による安全な歩行者空間と良好な市街地景観を創出します。

愛着ある景観を 「ととのえる」

- ・沿道の空き家や空き店舗等における関連計画等と連携した取組により、連続性のある沿道景観を形成します。

7. 河川景観軸

【景観特性】

賀茂川を中心とする水と緑あふれるエリアで、多彩な自然景観を有しています。

仁賀ダム（芙蓉湖）周辺では、周辺の山々や農地と調和した水辺景観を形成し、その下流で初夏にはホタルが舞う幻想的な景観を見ることができます。

湯坂温泉郷周辺では、賀茂川清流の静かな環境と雰囲気が温泉地と調和した落ち着いた景観を醸し出しています。

中流では、石造りの護岸が特徴的であり、周辺の住宅と調和した景観を形成しています。

下流の河川敷では春になると桜並木と一体となった美しい景観を形成し、桜の花びらが河川に浮かぶ花筏を見ることができます。

また、河口のハチの干潟はハチ岩と呼ばれる岩により特徴的な入り江を形成しています。手つかずの干潟としては県内でも有数の広さとなっており、広範囲の美しい水辺景観を形成しています。



賀茂川河川敷



賀茂川中流の石造り護岸

【景観づくりの目標】

竹原の水と緑のシンボル軸として、周辺の景色と調和した景観形成を目指します。

【景観形成の方針】

誇りある景観を「まもる」

- ・賀茂川の桜並木やハチの干潟等の自然景観や自然緑地を保全します。
- ・源流である荒谷山周辺の山なみや農地と調和した河川景観を保全します。

魅力ある景観を「みがく」

- ・賀茂川河岸や臨海部の親水空間の整備により、人々が集いたくなる景観を創出します。
- ・仁賀ダム周辺や中国自然歩道等の自然資源を活かした水と緑のネットワークの形成により、魅力ある景観を創出します。

愛着ある景観を「ととのえる」

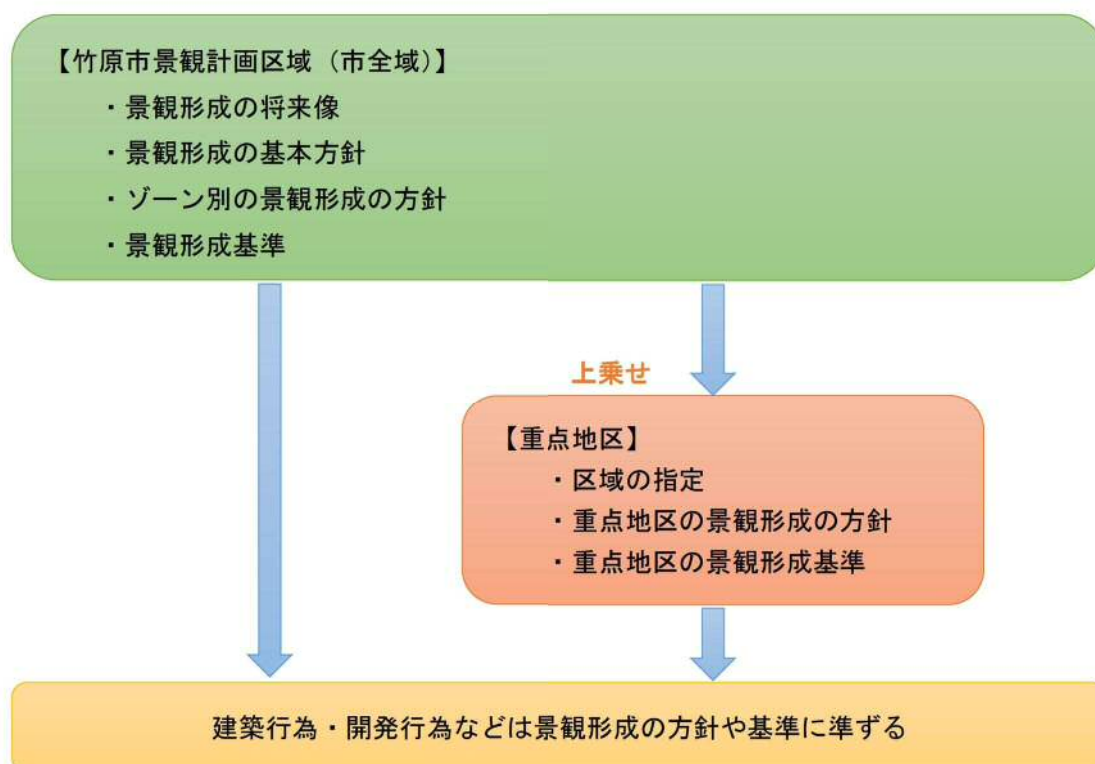
- ・関係機関と連携し、河川改修等における形態や色彩等の工夫により、周辺の環境と調和した景観形成に配慮します。

4 重点地区の景観づくり

(1) 重点地区の考え方

景観計画区域内において、特に竹原らしい景観を有しており、将来にわたって景観を保全すべき地区または竹原らしい魅力と活力のある景観を創出すべき地区を重点地区と位置付け、地区の実情に合ったきめ細かな景観誘導を図ります。

重点地区では、竹原市景観計画区域全域における景観形成の将来像や基本方針、ゾーン別の景観形成の方針及び景観形成基準に加えて、地区の特徴に応じた景観形成の方針及び景観形成基準を設けることで、地区内で建築行為等を行う際に、特に景観への配慮が必要となります。



(2) 重点地区の指定の方針

以下のいずれかに該当する地区の中で、特に景観への配慮が必要と思われる地区を重点地区として選定します。指定にあたっては景観まちづくり活動の機運等を考慮して、地域住民等と合意形成を図りながら指定します。

■重点地区の指定の基準

- ▶ 総合計画や都市計画マスタープラン等で方針が示された地区
- ▶ 現在の法規制が弱い地区
- ▶ 景観づくりや地域づくりの活動がある地区
- ▶ 市民アンケート等による市民意向が強い地区または現況整理を踏まえ市の顔となる地区

	景観計画におけるゾーン				
	まちなかゾーン	住宅地ゾーン	田園集落ゾーン	多島美ゾーン	山なみゾーン
総合計画や都市計画マスタープラン等で方針が示された地区	主要道路沿道 竹原駅 観光施設周辺	町並み保存地区 忠海駅周辺・旧市街地内の町家社寺	湯坂温泉郷	—	仁賀ダム (芙蓉湖)
現在の法規制が弱い地区	参考資料：法規制図参照				
景観づくりや地域づくりの活動がある地区	竹原駅前商店街	町並み保存地区 忠海商店街	小梨地区	—	—
市民意向が強い地区または現況整理を踏まえ市の顔となる地区	竹原駅 竹原市役所周辺 玄関口となる主要道路沿道	町並み保存地区 周辺 忠海駅周辺・黒滝山から見える市街地	東野地区	大久野島	—



重点地区	竹原駅前周辺 竹原シンボルロード周辺	町並み保存地区 周辺 忠海市街地周辺	指定しない	指定しない	指定しない
------	-----------------------	--------------------------	-------	-------	-------

(3) 重点地区の指定

重点地区の指定の方針に基づき、以下の4地区を重点地区に指定します。

竹原駅前周辺地区



【地区の概要】

竹原駅前周辺地区は「まちなかゾーン」に位置づけられており、まちなかを歩きたくなる、心地よさや親しみを感じる景観の形成を目指しています。

特に竹原駅前商店街は、駅前に位置していることやJR竹原駅から町並み保存地区への主要ルートとなるなど、市の魅力ある景観を形成するにあたり中心的な役割を担っており、竹原駅周辺の賑わいや魅力の創出を図るため、重点地区に指定します。

竹原シンボルロード周辺地区



【地区の概要】

竹原シンボルロード周辺地区は「まちなかゾーン」に位置づけられており、シンボルロードとしての竹原らしさと市街地の利便性を備えた良好な沿道景観の形成を目指しています。

国道432号は竹原市街地の玄関口及び中心市街地を走る主要道路であり、街路樹を市木である竹とするなど、市のシンボルロードとなっています。

今後、国道432号の工事等に伴う沿道の景観整備により、さらなるシンボルロード沿道の魅力と活力向上を図るため、重点地区に指定します。

町並み保存地区周辺地区



【地区の概要】

町並み保存地区周辺地区は「住宅地ゾーン歴史まちなみ地域」に位置づけられており、町並み保存地区（重要伝統的建造物群保存地区）とその周辺地域の連携した景観の保全を目指しています。

町並み保存地区は、歴史的景観を有するとともに市を代表する観光地となっており、建築物や工作物の外観等に関する規制により伝統的な景観が守られています。

一方で、その外縁部では規制がなく連続した景観が阻害されるおそれがあります。

そこで、歴史ある一体的なまちなみの維持を図るため、重点地区に指定します。

忠海市街地周辺地区



【地区の概要】

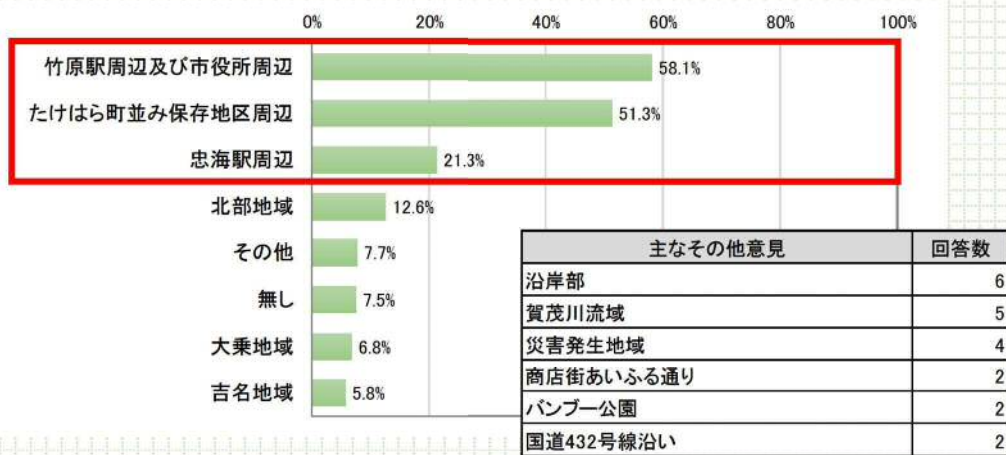
忠海市街地周辺地区は「住宅地ゾーン歴史まちなみ地域」に位置づけており、歴史あるまちなみの保全と人々の住環境の確保を両立した景観形成を目指しています。

本地区の旧市街地には古い町家や神社仏閣などの歴史的な資源が多く点在しており、歴史あるまちなみと人々の暮らしや文化が融合する景観を形成しています。また、本地区はJR忠海駅を訪れた来訪者が最初に目にする地区でもあります。

そこで、生活と伝統が融合した景観を保全しつつ、地区内の回遊性を高める魅力ある景観の創出を図るため、重点地区に指定します。

■コラム 市民アンケート調査で選ばれた重点地区候補

竹原市内で良好な景観を形成する上で、重点的に取り組む地区・地域に関する設問では、以下のように『竹原駅周辺及び市役所周辺』、『たけはら町並み保存地区周辺』、『忠海駅周辺』が多く選ばれました。



1. 竹原駅前周辺地区



【区域設定】

竹原駅前商店街及び町並み保存地区への主要ルートとなる本川通りを設定。区域幅は沿道に面する1宅地（道路端から約15m）

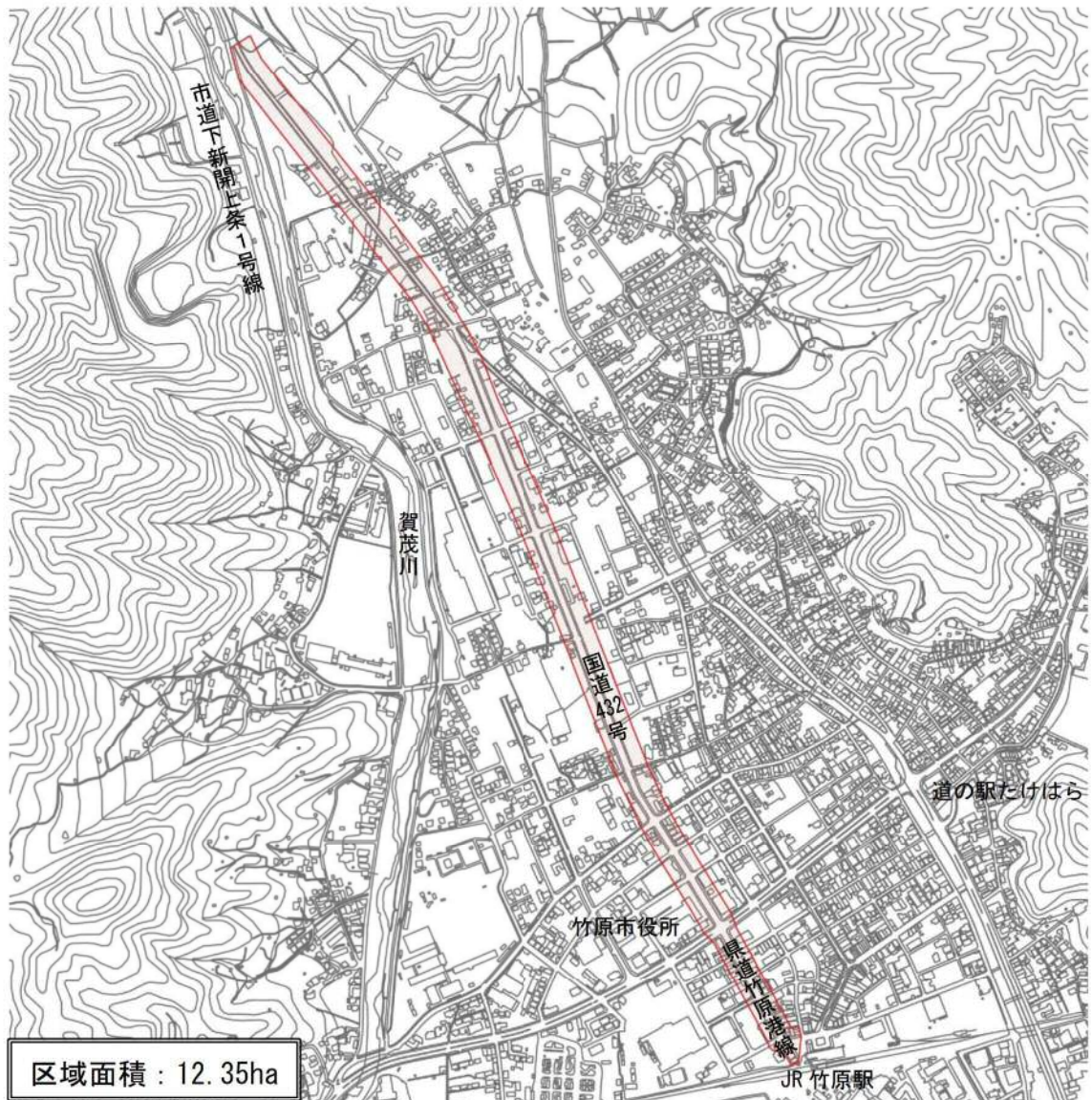
重点地区の景観づくり

◇心地よさと魅力を感じる駅前ストリートづくり

- ・ 駅前の魅力ある歩行者空間の創出に向けて、建築物等の形態や色彩のルールづくり、植栽の修景、のぼり旗や看板等の屋外広告物のルールづくりを進めます。
- ・ 沿道店舗等において、道路側をオープン（ガラス等）とする、閉鎖的なシャッターを設けない、照明を工夫するなど、景観上の配慮を行います。
- ・ 連続性のある景観を阻害する空き店舗等を把握し、関連計画等と連携を図りながら、再生・除却等の取組を検討します。

※「景観形成基準」及び「届出対象行為」は、第4章 良好な景観形成のための行為の制限を参照。

2. 竹原シンボルロード周辺地区



【区域設定】

JR 竹原駅から市道下新開上条1号線との交差部までの国道432号・県道竹原港線の沿道を設定。区域幅は沿道に面する1宅地（道路端から約15m）。

重点地区の景観づくり

◇竹並木と黒煉瓦が織りなすシンボルロードづくり

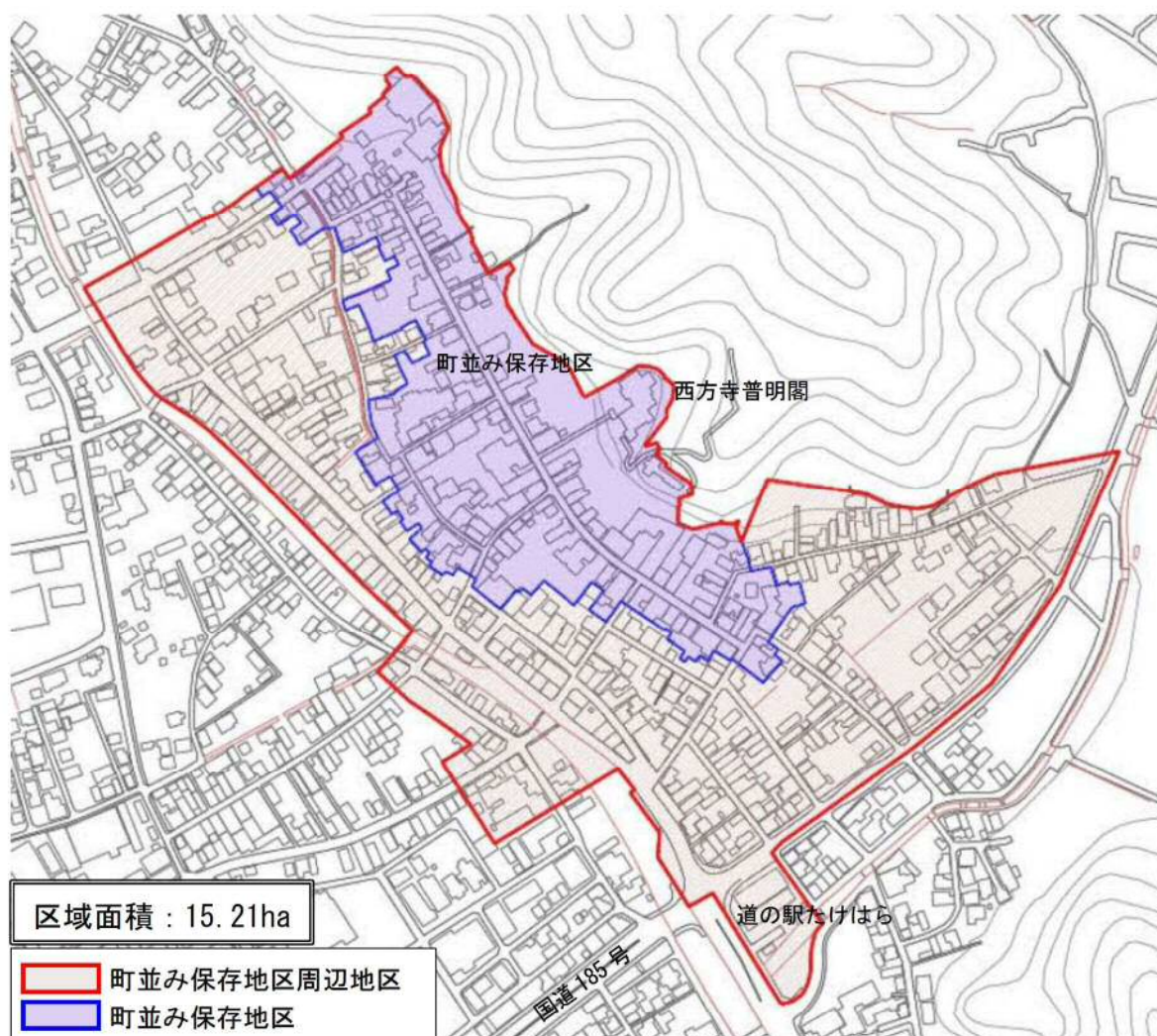
- ・ 沿道の竹並木と黒煉瓦による趣のある歩行者空間を維持し、竹原らしいシンボルロードの形成を進めます。
- ・ シンボルロードの良好な景観形成に向けて、国道432号等の無電柱化を促進します。

◇賑わいと景観が調和した沿道景観づくり

- ・ 沿道の建築物・広告物等は賑わいを演出しつつ、町並み保存地区からの眺望景観を阻害しない色彩にするなど、景観上の配慮を行います。
- ・ 町並み保存地区への誘導サインは、周辺と調和した統一感のあるデザインとするなど、景観上の配慮を行います。

※「景観形成基準」及び「届出対象行為」は、第4章 良好な景観形成のための行為の制限を参照。

3. 町並み保存地区周辺地区



【区域設定】

町並み保存地区を基本とし、地区への主要動線や周遊ルート、西方寺普明閣からの眺望、他の景観施策との連携等を踏まえて設定。

重点地区の景観づくり

◇町並み保存地区と一体となった歴史景観づくり

- ・ 町並み保存地区へと続く街路や沿道建築物など、歩行者目線の景観づくりに力を入れ、建築物等の形態や色彩、屋外広告物に関するルールづくりなど、町並み保存地区からの連続性のある景観形成を進めます。
 - ・ 西方寺普明閣等の主要な展望地からの眺望景観を阻害する要因となるものを把握し、建替や更新の際等に注意喚起を図るなど、適切な措置を講じます。
 - ・ 景観を阻害する空き家等を把握し、関連計画等と連携を図りながら、再生等の取組を検討します。
- ※「景観形成基準」及び「届出対象行為」は、第4章 良好な景観形成のための行為の制限を参照。

4. 忠海市街地周辺地区



【区域設定】

地区内の県道東広島本郷忠海線及び旧市街地を設定。区域幅は沿道に面する1宅地（道路端から約15m）。

重点地区の景観づくり

◇忠海地域の玄関口として魅力あるまちなみづくり

- ・ 忠海駅から旧市街地への回遊促進に向けて、沿道の景観づくり、建築物等の形態や色彩のルールづくりを進めます。
- ・ 社寺仏閣の集積するエリアにおいては、歴史と文化を伝える景観を保全しながら、市内外に地域資源を発信し、来訪者の回遊促進を図ります。
- ・ 黒滝山をはじめとする展望地からの眺望景観を阻害する要因を把握し、建替・更新の際等に注意喚起を図るなど、適正な措置を講じます。
- ・ 重点地区の景観づくりに合わせ、内堀公園等の重点地区の周辺においても居心地のよい空間づくりを進めます。

※「景観形成基準」及び「届出対象行為」は、第4章 良好な景観形成のための行為の制限を参照。

(4) 重点地区の追加指定について

重点地区の追加指定にあたっては、市が指定する地区または地域住民等が提案する地区について、景観まちづくりの意識醸成を図るとともに、区域の指定、地区特性を踏まえた景観づくりの方針、景観形成基準を策定し、景観計画の変更を行います。

なお、地域住民等からの提案を踏まえた重点地区指定の具体的な流れは以下の通りとなります。

①地域住民等による重点地区指定の計画案の作成

地域住民等は、地区内での十分な合意形成を図った上で、重点地区のエリアや景観づくりの方針等を検討し、重点地区指定に関する計画案を作成します。

②市による重点地区指定の手続き

市は、地域住民等より提出された計画案に基づき、景観審議会等による協議を行い、審議会で承認された場合は重点地区の指定と景観計画の変更を行います。

第4章 良好な景観形成のための行為の制限

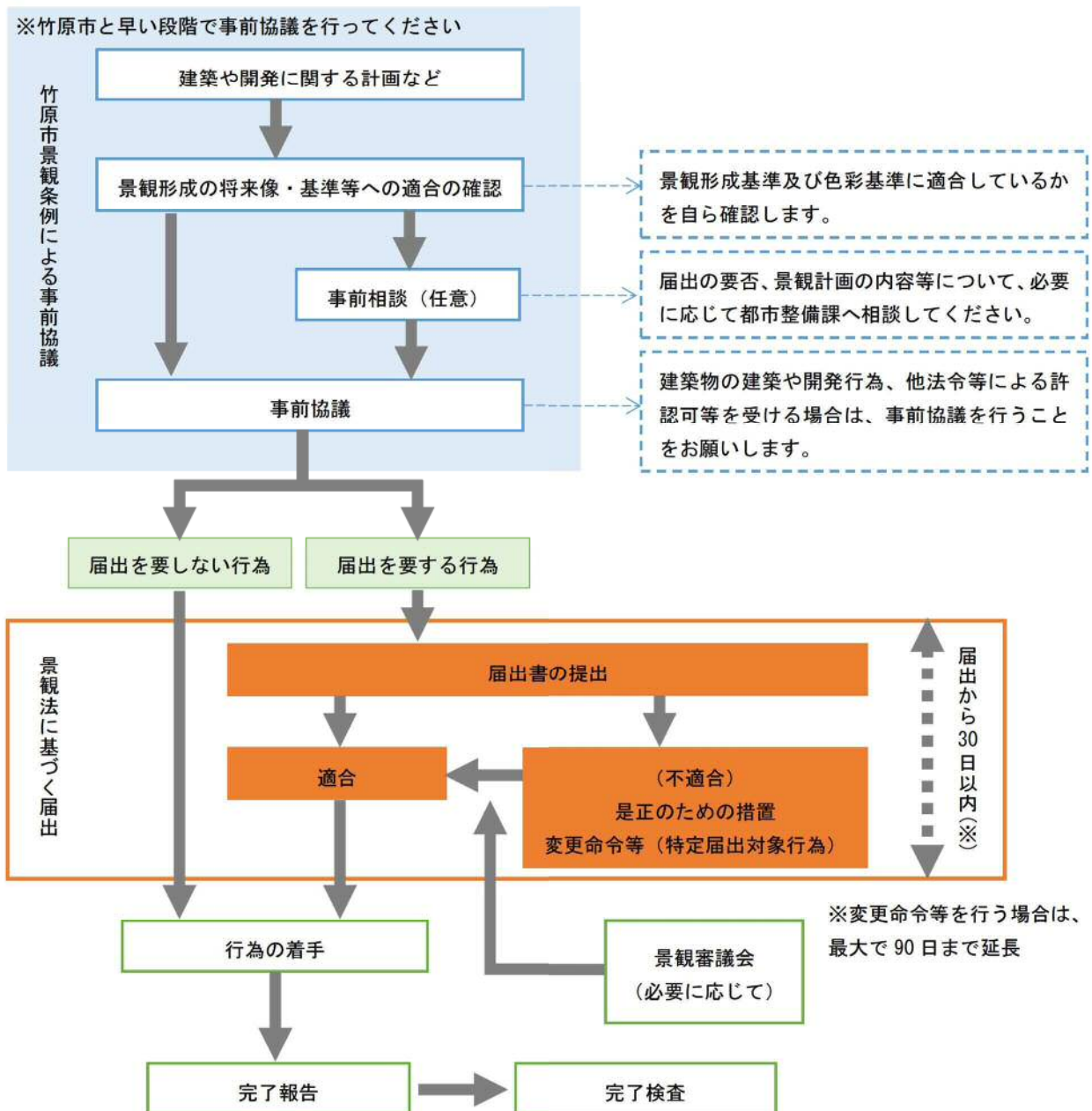
1 景観法に基づく届出

景観法の「届出制度」に基づき、景観形成に影響を及ぼす一定の建築等の行為については、行為に着手する前に竹原市へ計画を届け出るものとします。

(1) 届出の流れ

届出対象行為（「(2) 届出の対象となる行為」参照）について、景観法の届出に先立ち、竹原市と事前協議することができます。

協議にあたり、届出する者は第3章の景観形成に関する将来像・方針を十分に理解した上で、景観形成基準に基づき、届出書を作成します。



(2) 届出の対象となる行為

景観計画区域内（竹原市全域）において、以下に該当する行為については、景観法第16条に基づく届出を行うものとします。ただし、文化財保護法や風致地区条例などの他法令が適用される行為や仮設の建築物等は届出が不要となります。

行為	届出の対象	適用除外
建築物の新築、増築、改築、移転、撤去	・高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの	(1) 通常の管理行為又は軽易な行為、非常災害のための応急措置 (2) 国、地方公共団体及び別に定められた公共的団体の行為 (3) 文化財保護法の文化財に関する規定により許可、届出を要する行為 (4) 同法に基づく竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例により、許可などを要する行為 (5) 自然公園法の特別保護地区、特別地域の規定により許可を要する行為 (6) 都市計画法の地区計画の規定により届出を要する行為 (7) 広島県立自然公園条例、風致地区における建築等の規制に関する条例により許可を要する行為 (8) 広島県自然環境保全条例、広島県文化財保護条例により許可、届出を要する行為 (9) 広島県自然海浜保全条例により届出を要する行為 (10) 市街地再開発事業 (11) 広島湾の海の管理に関する条例により、海域の土地利用等の許可を要する行為 (12) 「ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例」に基づき既着手行為
工作物の新築、増築、改築、移転、撤去	・次表の工作物の区分※に従い、次のとおりとする。 a：高さ5m及び長さ10mを超えるもの b：高さ13m又は築造面積1,000㎡を超えるもの c：高さ20mを超えるもの	
建築物、工作物の外観の変更	・建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転、撤去に係る事項に該当する施設のうち、外観を変更することとなる部分の垂直投影面積の合計又は水平投影面積の合計がそれぞれ10㎡を超えるもの	
地形の外観の変更を伴う鉱物の掘採、土石等の採取	・地形の外観の変更に係る土地の面積1,000㎡又は法面若しくは擁壁の高さ5m及び長さ10mを超えるもの	
土地の区画形質の変更	・区画形質の変更に係る土地の面積が3,000㎡を超えるもの ・法面又は擁壁の高さ5m及び長さ10mを超えるもの	
屋外における物品の集積、貯蔵	・集積、貯蔵の高さ5m又は土地の面積1,000㎡を超えるもの	

※工作物の区分

a	<ul style="list-style-type: none"> ・擁壁、さく、塀、その他これらに類するもの
b	<ul style="list-style-type: none"> ・広告塔、広告板その他これらに類するもの ・電波塔、物見塔、装飾塔その他これらに類するもの ・煙突、排気塔その他これらに類するもの ・高架水槽、冷却塔その他これらに類するもの ・鉄筋コンクリート造の柱、金属製の柱、合成樹脂製の柱、アンテナその他これらに類するもの ・観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュート、メリーゴーラウンドその他これらに類するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設 ・自動車車庫の用に供する立体的な収納施設 ・汚水処理施設、ごみ処理施設、汚物処理施設、排水処理施設その他これらに類するもの ・太陽光発電設備、風力発電設備等の再生可能エネルギー発電設備その他これらに類するもの <p>※ただし、太陽光発電設備・風力発電設備については、他法令において設置が禁止されている区域・許可が必要な区域が別途指定されている場合があります。</p>
c	<ul style="list-style-type: none"> ・彫像、記念碑その他これらに類するもの ・電気供給又は有線電気通信のための電線路又は空中線（電柱等これらの支持物を含む。）、その他これらに類するもの ・屋外に設置されたクレーン等の生産設備その他これらに類するもの

重点地区は、地区内の建築行為の実態を把握し、不適切な建築行為を実施する場合に勧告等の措置をとれるよう、建築行為に対して規模を限定せず届出を必要とします。また、後述する景観形成基準にある地上設置型の太陽光発電設備の設置実態を把握するため、太陽光発電設備についても規模を限定せず届出を必要とします。その他の工作物や行為については景観計画区域全域の届出対象行為に準拠します。

行為	届出の対象
建築物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観の変更	・規模を限定しない。
太陽光発電設備※の新築、増築、改築、移転、撤去	・規模を限定しない。

※地上設置型の太陽光発電設備に限る。ただし、町並み保存地区周辺地区においては地上設置型を含む全ての太陽光発電設備（太陽熱温水器を含む）を対象とする。

（3）特定届出対象行為

届出対象行為のうち、建築物の建築や工作物の建設等については、条例により特定届出対象行為として定めることが出来ます。特定届出対象行為は、景観形成基準のうち、形態意匠の制限に適用しない場合、変更命令を行うことが可能となります。

本市では、重点地区町並み保存地区周辺地区の“建築物の新築、増築、改築、移転、撤去、外観の変更”を特定届出対象行為とします。

2 景観形成基準

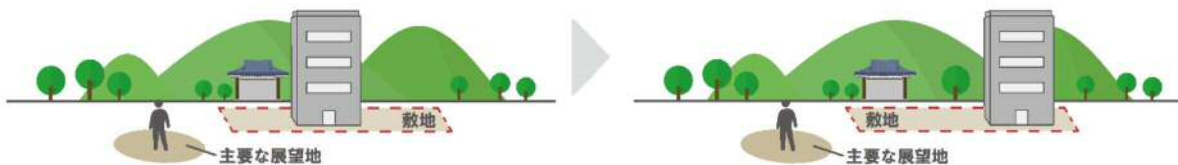
景観計画区域を対象として、「1 景観法に基づく届出」に該当する行為について、景観づくりの基準を示します。

(1) 景観計画区域（竹原市全域）

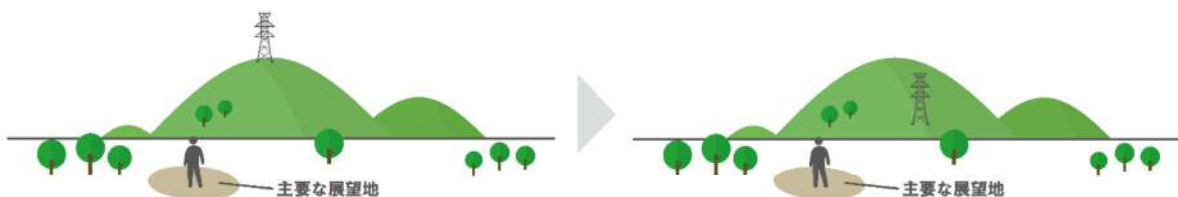
① 共通事項

事項	景観形成基準
① 基本的遵守事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画に定める「第3章 竹原市が目指す景観づくり」の内容に沿ったものとするよう努める。 ・地域の個性および特性を尊重しながら、周辺の景観との調和に配慮し、優れた景観の形成を図る。 ・周辺の景観に著しい影響を及ぼす可能性がある行為について、当該行為に係る計画の内容書等を準備するとともに、その周辺地域の状況を、パース、模型、カラー合成写真、コンピュータ・グラフィック等で分析するなど、周辺の景観に与える影響の検証に努める。 ・法令や協定等に基づく景観形成の基準がある場合は、その内容を遵守する。
② 位置	<ul style="list-style-type: none"> ・次の地域及びその周辺地域にあっては、既存の景観資源を損なうことのないよう、また、主要な展望地からの眺望の妨げにならないよう、行為地の選定に当たって、特に配慮する。 (ア) 自然公園法等に基づく指定地域（大久野島周辺、長浜等） (イ) 竹原市を代表する景勝地 (ウ) 地域を代表する歴史的建造物等のランドマークのある地域（町並み保存地区、忠海市街地等） (以下（ア）、（イ）及び（ウ）を総称して「景勝地等」という。) ・行為地が、歴史的建造物等の優れた景観資源に近接する場合は、その保全に配慮した位置とするよう配慮する。 ・行為地が、主要幹線道路又は景勝地等に通じる主要道路等に接する場合は、できる限り当該道路等から後退した位置とする。（国道2号、国道185号、国道432号沿い等） ・行為地が、山稜の近傍にある場合は、稜線を乱さないよう、できる限り尾根から低い位置とする。
③ 敷地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内においては、既存の樹木等を活かしながら、できる限り豊かな緑化に努める。
④ その他	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内に複数の建築物、工作物及び屋外駐車場等を設ける場合は、施設間の調和及び周辺の景観との調和に配慮する。 ・屋外駐車場は、できる限り出入口を限定するとともに、生け垣、塀、さく等を設け、道路から直接見通せない構造とする。 ・屋外照明は、過剰な光量とならないように配慮する。 ・行為の期間中は敷地周囲の緑化や工事塀等による修景に工夫するとともに、周囲の道路等からの遮へいに努める。

■ 優れた景観資源に配慮した配置の例



■ 山稜の稜線に配慮した配置の例



②建築物

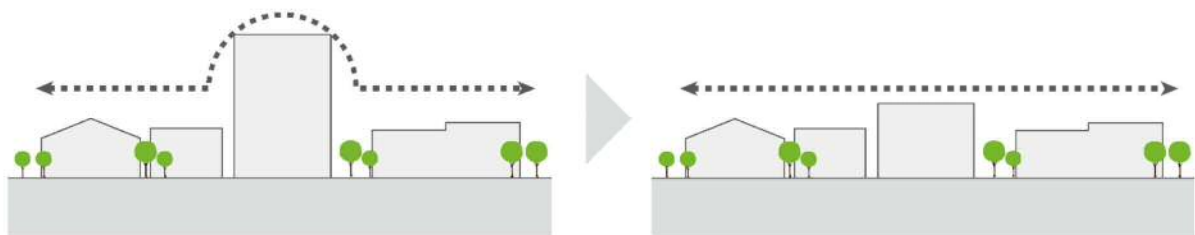
事項	景観形成基準
①形態	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の用途や土地利用等を勘案し、周辺の景観に調和する形態とするよう配慮する。 ・周辺に圧迫感を与えない形態とする。
②意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の用途や土地利用等を勘案し、周辺の景観に調和する意匠とするよう配慮する。 ・建築物の壁面設備及び屋上設備は、当該建築物との一体性が図られるよう意匠を工夫する。 ・建築物に設置する看板及び広告塔は、必要最小限の大きさ及び設置箇所数にとどめるとともに、建築物及び周辺の景観との調和に配慮する。
③色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の用途や土地利用等を勘案し、周辺の景観に調和する色彩とするよう配慮する。 ・基調となる色彩は、日本産業規格の色名（JISZ8102）に定める「有彩色の明度及び彩度の相互関係」に従い、落ち着いた色調、無彩色又は素材色を用いるものとし、原則として、彩度の高い色の使用は避けること。ただし、周囲との調和が図られる場合は、明るい色調の使用は差し支えないものとする。
④素材	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の用途や土地利用等を勘案し、周辺の景観に調和する素材とするよう配慮する。 ・日本瓦や漆喰塗りなど、地域の優れた景観を特徴づける素材の活用に配慮するとともに、できる限り外壁等の材質は耐久性に優れ、維持管理の容易なものとする。
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地内においては、できる限り電線類を地中化する。ただし、やむを得ない場合にあっては、軒下配線等により、主要道路等から見えないようにする。

③工作物

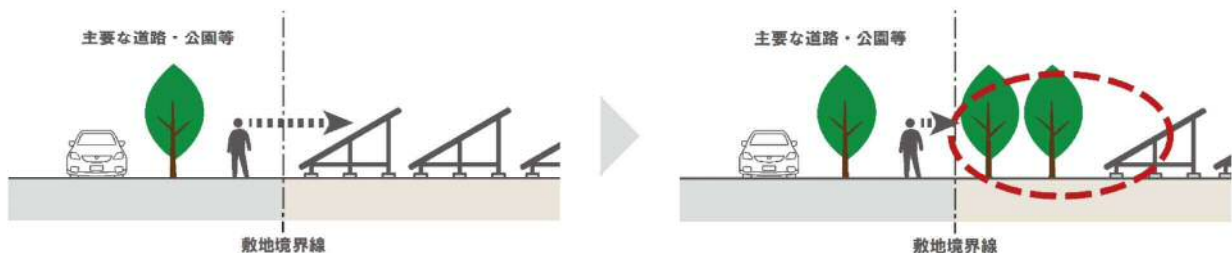
<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、建築物の事項及び基準に準じる。 ・屋外広告物及び太陽光発電設備[※]等は、主要な展望地からの眺望の妨げとならないよう形態意匠や色彩等に配慮する。 ・地上設置型の太陽光発電設備を設置する場合は、立地に対する防災上の視点を考慮しつつ、道路、公園、河川等の公共の用に供する場所から容易に望見されない位置に設けるか、生け垣や植栽等によって遮へいするなどの配慮を行う。

※太陽熱温水器含む

■周辺の建築物の規模と調和した配置の例



■周辺景観に配慮した太陽光発電施設の設置の例



④ 鉤物の掘採又は土石等の採取

<ul style="list-style-type: none"> ・長大な法面、擁壁等を生じないように配慮する。ただし、やむを得ない場合は、次のことを工夫する。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) こう配は、できる限り緩やかなものとする。 (イ) 周辺の景観と調和した形態及び材料とするよう配慮する。 (ウ) できる限り自然植生と調和した緑化等により修景する。 ・跡地利用計画を考慮した行為の実施に心掛けるとともに、行為終了後、速やかに当該計画を実施する。 ・前記の場合を除き、行為終了後は、周囲の地形と違和感が生じないように、その回復に努めるとともに、法面、擁壁等も含めて、自然植生と調和した緑化等により速やかな修景を行う。

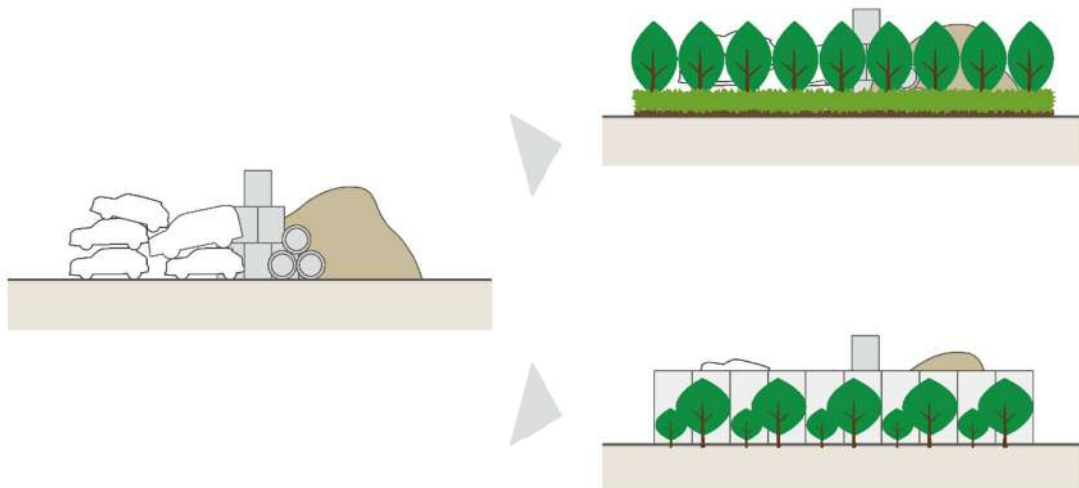
⑤ 土地の区画形質の変更

事項	景観形成基準
① 変更後の形状	・ 鉤物の掘採又は土石等の採取の基準に準じる。
② その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行為終了後、土地の不整形な分割又は細分化は避ける。 ・ 埋立て又は干拓に当たっては、護岸、堤防等は、周辺の景観と調和するよう形態、素材等を工夫する。

⑥ 屋外における土石、廃棄物、物品等

事項	景観形成基準
① 集積等の方法	・ 適切な集積又は貯蔵に努め、できる限り主要な展望地から見えないよう配慮する。
② 遮蔽	・ 敷地外からの出入口は、できる限り限定するとともに、道路等の公共用地からできる限り見えにくい位置とする。
③ その他	・ 鉤物の掘採又は土石等の採取の基準に準じる。

■ 周辺景観に配慮した廃棄物等の遮蔽の例



(2) 重点地区

【竹原駅前周辺地区】

竹原駅前周辺地区は、「まちなかを歩きたくなる、心地よさや親しみを感じる景観の形成」を目指しています。そこで、竹原駅周辺の賑わいや魅力創出に資する独自の景観形成基準を上乘せして定めます。

事項		景観形成基準																	
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> 既存のノスタルジックな景観を阻害しないよう配慮するとともに、竹原駅前商店街及びその周辺の賑わいや魅力の創出に努める。 																	
建築物	①形態	<ul style="list-style-type: none"> 商店街としての景観に調和する形態とするよう配慮し、奇抜なものは避ける。 周辺に圧迫感を与えない形態とする。 建築物の1階店舗部分では、<u>道路側をオープン（ガラス等）とする、閉鎖的なシャッターを設けない</u>など、賑わいを感じられる空間の形成に配慮する。 階高やひさしの高さは、<u>周囲のまちなみに合わせ</u>景観の連続性の維持を図る。 																	
	②意匠	<ul style="list-style-type: none"> 商店街としての景観に調和する意匠とするよう配慮し、奇抜なものは避ける。 建築物の壁面設備及び屋上設備は、<u>できるだけ道路から見えない場所へ設置</u>する。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物との一体性が図られるよう工夫する。 																	
	③色彩	<ul style="list-style-type: none"> 次表に定める色彩基準を基本とし、周辺の建築物や景観に調和する色彩とするよう配慮する（色彩はP49を参照）。 特に<u>建築物の低層部については、歩行者の視線を意識</u>し、一体的な景観形成を図るため、<u>統一感のある色彩とするよう配慮</u>する。 周辺景観との調和を図るため使用することが望ましい色彩を<u>推奨色</u>として示す。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基調色</td> <td colspan="3">基準色なし。 ただし、推奨色を超えた色彩を使用する場合は、周辺景観と調和するよう留意する。</td> </tr> <tr> <td>R、YR、Y系</td> <td rowspan="2">3以上</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td>推奨色</td> <td>その他</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>強調色</td> <td colspan="3">基準色なし。 ただし、基調色に示す推奨色を超えた色彩を使用する場合は、周辺景観と調和するよう留意する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各色相の割合は1以上10以下とする。 ※彩度0（白、黒、グレー等の無彩色(N)）は明度の基準なしとする。</p>	項目	色相	明度	彩度	基調色	基準色なし。 ただし、推奨色を超えた色彩を使用する場合は、周辺景観と調和するよう留意する。			R、YR、Y系	3以上	6以下	推奨色	その他	2以下	強調色	基準色なし。 ただし、基調色に示す推奨色を超えた色彩を使用する場合は、周辺景観と調和するよう留意する。	
項目	色相	明度	彩度																
基調色	基準色なし。 ただし、推奨色を超えた色彩を使用する場合は、周辺景観と調和するよう留意する。																		
	R、YR、Y系	3以上	6以下																
推奨色	その他		2以下																
強調色	基準色なし。 ただし、基調色に示す推奨色を超えた色彩を使用する場合は、周辺景観と調和するよう留意する。																		
工作物		<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物は周辺の建築物や景観と調和する意匠、色彩等とするよう配慮する。 <u>地上設置型の太陽光発電設備等の設置は原則禁止</u>とする。 																	
その他		<ul style="list-style-type: none"> 快適な歩行者空間を創出するため、<u>民地部分のオープンスペース化</u>が図られるよう、建築物や工作物の配置を工夫する。 																	

※この他景観計画区域の基準に準拠すること。

【竹原シンボルロード周辺地区】

竹原シンボルロード周辺地区は、「シンボルロードとしての竹原らしさと市街地の利便性を備えた良好な沿道景観の形成」を目指しています。そこで、シンボルロードとして国道432号・県道竹原港線沿道の魅力と活力向上に資する独自の景観形成基準を上乗せして定めます。

事項		景観形成基準															
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> ・シンボルロードとしての魅力や活力の向上と西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観の保全の両立に努める。 ・国道432号・県道竹原港線から見える建築物の低層部では、竹並木や黒煉瓦等の前面道路の景観に配慮するとともに、快適な歩行者空間の創出に努める。 															
建築物	①形態	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺建築物の壁面位置や前面道路の景観に配慮し、調和の取れた形態とする。 ・大規模なものとなる場合は、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えないよう配慮する。 															
	②意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺建築物の壁面位置や前面道路の景観に配慮し、調和の取れた意匠とする。 ・建築物の壁面設備及び屋上設備は、できるだけ道路から見えない場所へ設置する。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物との一体性が図られるよう工夫する。 ・建築物に設置する看板及び広告塔は、周辺の景観や西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。 															
	③色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・次表に定める色彩基準を基本とし、周辺の建築物や竹並木、黒煉瓦等の前面道路の景観に調和する色彩とするよう配慮する（色彩はP50を参照）。 ・周辺景観との調和を図るため使用することが望ましい色彩を推奨色として示す。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">基調色</td> <td colspan="3">基準色なし。 ただし、眺望景観を保全するため高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の基準色及び推奨色に準拠する。</td> </tr> <tr> <td>推奨色</td> <td>R、YR、Y系 その他</td> <td>3以上</td> <td>6以下 2以下</td> </tr> <tr> <td>強調色</td> <td colspan="3">基準色なし。 ただし、眺望景観を保全するため高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の基準色及び推奨色に準拠する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各色相の度合いは1以上10以下とする。 ※彩度0（白、黒、グレー等の無彩色(N)）は明度の基準なしとする。</p>	項目	色相	明度	彩度	基調色	基準色なし。 ただし、眺望景観を保全するため高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の基準色及び推奨色に準拠する。			推奨色	R、YR、Y系 その他	3以上	6以下 2以下	強調色	基準色なし。 ただし、眺望景観を保全するため高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の基準色及び推奨色に準拠する。	
項目	色相	明度	彩度														
基調色	基準色なし。 ただし、眺望景観を保全するため高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の基準色及び推奨色に準拠する。																
	推奨色	R、YR、Y系 その他	3以上	6以下 2以下													
強調色	基準色なし。 ただし、眺望景観を保全するため高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の基準色及び推奨色に準拠する。																
工作物		<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物等は周辺の建築物や景観と調和する意匠、色彩とするよう配慮するとともに、西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観を保全するため、高さ13mを超える部分は町並み保存地区周辺地区の建築物の色彩基準に準拠する。 ・地上設置型の太陽光発電設備等の設置は原則禁止とする。 															

※この他景観計画区域の基準に準拠すること。

【町並み保存地区周辺地区】

町並み保存地区周辺地区は、「町並み保存地区とその周辺地域の連携した景観の保全」を目指しています。そこで、歴史的景観の保全に資する独自の景観形成基準を上乘せして定めます。

事項		景観形成基準																																										
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> ・町並み保存地区とその周辺地域の景観の保全及び<u>一体的な歴史まちなみ景観の形成</u>に努める。 ・<u>西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観の保全</u>に努める。 																																										
建築物	①形態	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>原則木造</u>とする。ただし、規模等によりやむを得ず他の構造とする場合は、周辺の景観と調和するよう工夫する。 ・<u>建築物の高さは原則10m以下</u>とする。 ・<u>屋根は勾配屋根とし、原則として瓦屋根</u>とする。ただし、やむを得ない場合は、周辺の景観と調和する形態とする。 																																										
	②意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>外観は和風調</u>とし、コンクリート、金属等の量感を感じさせないものとする。 ・<u>建築設備等は、道路から見えない場所に設置</u>する。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物と一体性が図られるよう工夫する。 ・<u>建築物に設置する看板及び広告塔は、周辺の景観や西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮</u>する。 																																										
	③色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・次表に定める色彩基準を基本とし、周辺の建築物や景観に調和する落ち着いた色彩とするよう配慮する（色彩はP51～52を参照）。 ・<u>屋根は、西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観を保全</u>するため、<u>彩度0（黒、灰色等の無彩色(N)）</u>とするとともに、周辺景観と調和するよう配慮する。 ・<u>周辺景観との調和を図るため使用することが望ましい色彩を推奨色</u>として示す。また、<u>基準色を超える色彩は禁止色</u>とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">基調色</td> <td rowspan="2">R、YR、Y系</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">推奨色</td> <td>R、YR、Y系</td> <td rowspan="2">2以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">強調色</td> <td rowspan="2">R、YR系</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Y系</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">推奨色</td> <td>R、YR、Y系</td> <td rowspan="2">2以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各色相の度合いは1以上10以下とする。</p>	項目	色相	明度	彩度	基調色	R、YR、Y系	2	—	3以上	4以下	その他	2	—	3以上	2以下	推奨色	R、YR、Y系	2以上	2以下	その他	1以下	強調色	R、YR系	2	—	3以上	6以下	Y系	2	—	3以上	4以下	その他	2	—	3以上	2以下	推奨色	R、YR、Y系	2以上	2以下	その他
項目	色相	明度	彩度																																									
基調色	R、YR、Y系	2	—																																									
		3以上	4以下																																									
	その他	2	—																																									
		3以上	2以下																																									
推奨色	R、YR、Y系	2以上	2以下																																									
	その他		1以下																																									
強調色	R、YR系	2	—																																									
		3以上	6以下																																									
	Y系	2	—																																									
		3以上	4以下																																									
	その他	2	—																																									
		3以上	2以下																																									
推奨色	R、YR、Y系	2以上	2以下																																									
	その他		1以下																																									
工作物		<ul style="list-style-type: none"> ・塀、門、垣等は当該建築物及び周辺の景観と調和するよう配慮する。 ・<u>屋外広告物は周辺の建築物や景観と調和するよう自然素材の使用や意匠の工夫</u>を行うとともに、色彩については<u>建築物の色彩基準（強調色）</u>に準拠する。また、<u>極度に強い光や点滅を伴うネオンサイン等の使用は避ける</u>こととする。 ・<u>地上設置型の太陽光発電設備等は、道路や西方寺普明閣等の近隣の視点場から望見できる場所への設置を原則禁止</u>とする。また、屋根等へ設置する太陽光パネル等についても、周辺の景観や西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。 																																										

※この他景観計画区域の基準に準拠すること。

※伝統的建造物群保存地区においては、竹原市伝統的建造物群保存地区保存条例の基準による。

【忠海市街地周辺地区】

忠海市街地周辺地区は、「歴史あるまちなみの保全と人々の住環境の確保を両立した景観形成」を目指しています。そこで、生活と伝統が融合した景観の保全と魅力ある景観の創出に資する独自の景観形成基準を上乗せして定めます。

事項		景観形成基準																																								
共通事項		<ul style="list-style-type: none"> 歴史あるまちなみと人々の生活が作り出す景観の保全に配慮した落ち着いた景観形成及び地区内の回遊性を高める魅力ある景観の創出に努める。 																																								
建築物	①形態	<ul style="list-style-type: none"> 黒滝山を見上げる眺望および黒滝山から見下ろす眺望を阻害しないよう、建築物の規模等に配慮する。 建築物の高さは原則10m以下とし、周辺に圧迫感を与えない形態とする。 																																								
	②意匠	<ul style="list-style-type: none"> 建築設備等は、道路から見えない場所に設置すること。やむを得ず見える場所へ設置するときは、当該建築物と一体性が図られるよう工夫する。 建築物に設置する看板及び広告塔は、周辺の景観や黒滝山等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。 																																								
	③色彩	<ul style="list-style-type: none"> 次表に定める色彩基準を基本とし、周辺の建築物や景観に調和する落ち着いた色彩とするよう配慮する（色彩はP53～54を参照）。 周辺景観との調和を図るため使用することが望ましい色彩を推奨色として示す。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">基調色</td> <td rowspan="2">R、YR、Y系</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">推奨色</td> <td rowspan="2">R、YR、Y系</td> <td rowspan="2">2以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">強調色</td> <td rowspan="2">R、YR系</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>6以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Y系</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>4以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">その他</td> <td>2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>3以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">推奨色</td> <td rowspan="2">R、YR、Y系</td> <td rowspan="2">2以上</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>※各色相の割合は1以上10以下とする。</p>	項目	色相	明度	彩度	基調色	R、YR、Y系	2	—	3以上	4以下	その他	2	—	3以上	2以下	推奨色	R、YR、Y系	2以上	2以下	1以下	強調色	R、YR系	2	—	3以上	6以下	Y系	2	—	3以上	4以下	その他	2	—	3以上	2以下	推奨色	R、YR、Y系	2以上	2以下
項目	色相	明度	彩度																																							
基調色	R、YR、Y系	2	—																																							
		3以上	4以下																																							
	その他	2	—																																							
		3以上	2以下																																							
推奨色	R、YR、Y系	2以上	2以下																																							
			1以下																																							
	強調色	R、YR系	2	—																																						
			3以上	6以下																																						
Y系		2	—																																							
		3以上	4以下																																							
その他	2	—																																								
	3以上	2以下																																								
推奨色	R、YR、Y系	2以上	2以下																																							
			1以下																																							
	工作物		<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物は、周辺の景観や黒滝山等の近隣の視点場からの眺望景観に配慮する。 地上設置型の太陽光発電設備等は、道路や近隣の視点場から望見できる場所への設置を原則禁止とする。 																																							

※この他景観計画区域の基準に準拠すること。

3 色彩基準

建築物または工作物に係る景観形成基準において、色彩については、JIS 規格に採用されている「マンセル表色系」を用いて基準を定めます。マンセル表色系による色彩基準は特に景観に配慮すべき地区である重点地区について設定します。

(1) マンセル表色系と色彩基準の考え方

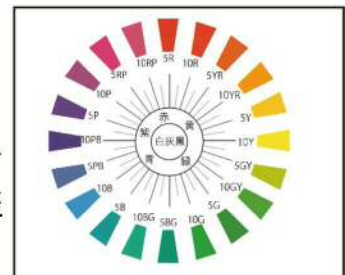
① マンセル表色系

マンセル表色とは、アメリカの美術家、アルバート・H・マンセル（1858～1918）が考案した色彩表現体系で、その数値を「マンセル値」と呼び、系統的に整理し記号化することで、その色がどんな色であるかを正確に表すことが出来ます。

マンセル表色系では、色相（いろあい）・明度（あかるさ）・彩度（あざやかさ）のそれぞれ独立した色の性質（三属性）によってひとつの色を表現します。

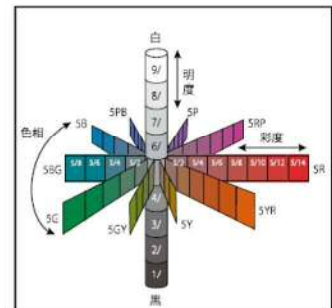
○色相（いろあい）

10種の基本色（赤・黄赤・黄・黄緑・緑・青緑・青・青紫・紫・赤紫）の頭文字（R・YR・Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP）をとったアルファベットとその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、「10R」や「5Y」のように表記します。また、白、黒、グレー等は色相を持たずNと表記します。



○明度（あかるさ）

0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり、10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。



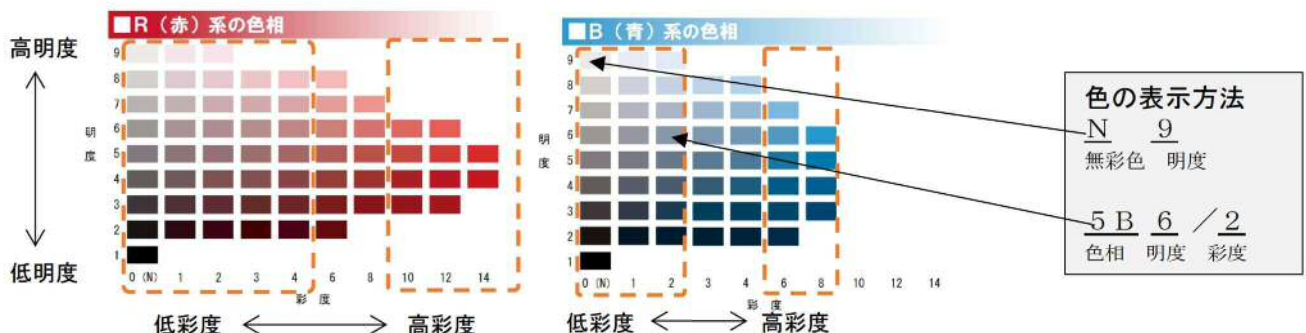
○彩度（あざやかさ）

0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレー等の無彩色（N）の彩度は0になります。

最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。色相によって彩度の最大値が異なるため、一概に「低彩度」、「高彩度」を数値によって分類することは困難です。そのため、本計画では、彩度幅を3分割し、低い方の概ね1/3を「低彩度」、高い方の概ね1/3を「高彩度」として定義します。

○マンセル値

色相、明度、彩度の3つの属性を組み合わせて表記する記号のことです。



②色彩基準における面積比の考え方

本計画では、建築物等の色彩について、外観における適切な面積配分を設け、マンセル値による色彩基準を設定することで、周辺の景観との調和を図ります。

○基調色

外壁各面の1/5以上は、基調色の基準に適合した色彩とします。

○強調色

外壁にアクセントを付ける場合は、外壁各面の1/5未満について、強調色の基準に適合した色彩を用いることができます。



③色彩基準の適用除外

良好な景観形成に貢献するなど、本計画の実現に資する次のような場合については、色彩基準によらないこととします。ただし、色彩基準の考え方や周辺の景観への影響を十分踏まえたものとする必要があります。

- 自然石や木材、漆喰や土壁等の自然素材、タイルやレンガ等を使用する場合で素地色または素地を見せての塗装をしたもの
- 社寺仏閣や文化財等の歴史資源、地域イメージの核となっておりランドマークの役割を果たしているもの
- その他、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資するもの

このほか、工作物の色彩については、他の法令等で使用する色彩が定められているものは、色彩基準によらないこととします。

(2) 色彩基準

① 竹原駅前周辺地区

■ 基調色

- 竹原駅前周辺地区は、地区の賑わいや魅力創出の観点から基準色（使用可能な範囲）を設定しません。
- 既存のノスタルジックな景観を維持するため、既存建築物の色彩を基本とした推奨色を設定します。ただし、重厚な印象を与える色彩は地区のイメージに合わないため、明度2は推奨色から除くこととします。
- 賑わいをイメージできる暖色（赤・黄赤・黄）系統は中彩度の6まで、その他の色相は既存のノスタルジックな景観に配慮するため低彩度の2までを設定します。



※彩度0（白、黒、グレー等の無彩色(N)）は明度の基準なしとする。

■ 強調色

竹原駅前周辺地区は、地区の賑わいや魅力創出の観点から強調色の基準は設定しません。ただし、基調色に示す推奨色を超えた色彩を使用する場合は周辺のノスタルジックなまちなみ景観と調和するよう配慮します。

②竹原シンボルロード周辺地区

■基調色

- 竹原シンボルロード周辺地区は、地区の賑わいや魅力と活力向上の観点から基準色（使用可能な範囲）を設定しません。
- シンボルロード沿道の活力ある景観を維持・拡大するため、既存建築物の色彩を基本として推奨色を設定します。ただし、重厚な印象を与える色彩は地区のイメージに合わないため、明度2は推奨色から除くこととします。
- 賑わいをイメージできる暖色（赤・黄赤・黄）系統は中彩度の6まで、その他の色相は町並み保存地区及びその周辺と調和した伝統的な景観に配慮するため低彩度の2までを設定します。



※彩度0（白、黒、グレー等の無彩色(N)）は明度の基準なしとする。

■強調色

竹原シンボルロード周辺地区は、地区の賑わいや魅力と活力向上の観点から強調色の基準は設定しません。ただし、基調色に示す推奨色の基準を超えた色彩を用いる場合は周辺のまちなみと調和するよう配慮します。

■配慮事項

西方寺普明閣等の近隣の視点場からの眺望景観を保全するため、建築物又は工作物について、高さ13mを超える部分は、町並み保存地区周辺地区の基準色及び推奨色に準拠します。

③町並み保存地区周辺地区

■基調色

- 町並み保存地区周辺地区は、無彩色（N）及び低彩度の色彩により美しい歴史的景観を形成しています。引き続き、これらの歴史ある景観を維持していくため、既存建築物の色彩を基本として基準色（使用可能な範囲）を設定します。また、基準色を超える色彩は禁止色とします。
- ただし、明度2の色彩に関しては、地区の重厚なイメージと調和するため、彩度に関わらず基準色として設定します。
- 町並み保存地区と連続した歴史ある景観形成を図るため、推奨色として落ち着いた印象を与える低彩度（赤・黄赤・黄は2以下、その他は1以下）を設定します。



■強調色

- 既存建築物等に多く使われている色彩を基本として赤・黄赤系統は彩度6以下、黄系統は彩度4以下、その他の色相は彩度2以下を基準色として設定します。また、基準色を超える色彩は禁止色として設定します。
- ただし、明度2の色彩に関しては、地区の重厚なイメージと調和するため、彩度に関わらず基準色として設定する。
- 町並み保存地区と連続した歴史ある景観形成を図るため、基調色同様、推奨色として低彩度（赤・黄赤・黄は2以下、その他は1以下）を設定する。



④忠海市街地周辺地区

■基調色

- 忠海市街地周辺地区は、古い町家や神社仏閣などの歴史的な資源が多く点在しており、落ち着いた景観を形成しています。引き続き、これらの落ち着いた景観を維持していくため、既存建築物の色彩を基本として基準色（使用可能な範囲）を設定します。ただし、明度2の色彩に関しては、地区の重厚なイメージと調和するため、彩度に関わらず基準色として設定します。
- 本地区の歴史的な景観の維持と魅力ある景観の創出のため、推奨色として落ち着いた印象を与える低彩度（赤・黄赤・黄は2以下、その他は1以下）を設定します。



■強調色

- 既存建築物等に多く使われている色彩を基本として赤・黄赤系統は彩度6以下、黄系統は彩度4以下、その他の色相は彩度2以下を基準色として設定します。ただし、明度2の色彩に関しては、地区の重厚なイメージと調和するため、彩度に関わらず基準色として設定する。
- 推奨色は、基調色同様、落ち着いた景観を維持していくため低彩度（赤・黄赤・黄は2以下、その他は1以下）を設定します。



4 屋外広告物の表示及び設置

屋外広告物は、屋外広告物法により、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置、維持及び屋外広告業について必要な規制の基準が示されています。

本計画では、屋外広告物が景観を構成する重要な要素の一つであることから、「広島県屋外広告物条例」に準拠しつつ、地域特性を考慮した屋外広告物の表示及び掲出に関する適正な規制・誘導を図るための基本方針を設定します。

(1) 基本的な考え方

屋外広告物は、駅前商店街や国道432号沿道などにおける賑わいのある雰囲気づくりに寄与する一方、大規模な広告物や派手な色彩の広告物が景観を悪化させる要因となることもあります。そのため、屋外広告物の表示・掲出について一定の制限を行うことで、賑わいのある雰囲気づくりと良好な景観形成の両立を図ることとします。

特に、本計画における重点地区のうち、町並み保存地区やその周辺など、良好な景観の保全を図る必要性が高い地域においては、地域の景観の特色や眺望景観が阻害されないよう適切な制限を行うこととします。

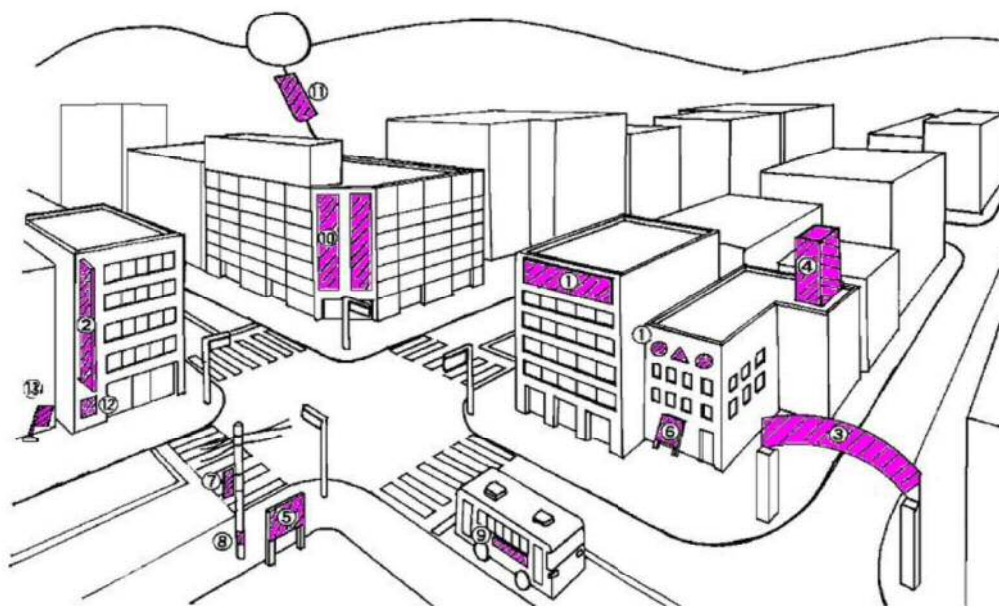
(2) 対象とする屋外広告物

本計画で対象とする屋外広告物は、屋外広告物法第2条第1項に規定されるものとします。

屋外広告物法第2条第1項

この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

屋外広告物の種類 (イメージ図)



- ①壁面広告
- ②突出し看板
- ③アーチ看板
- ④屋上広告塔
- ⑤掲示板
- ⑥立看板
- ⑦電柱広告
(添加広告)
- ⑧電柱広告
(巻き付け広告)
- ⑨バス広告
- ⑩懸垂幕
- ⑪気球広告
(アドバルーン)
- ⑫はり紙
- ⑬のぼり旗

出典：広島県

(3) 屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する基本方針

■景観計画区域

	基本方針
景観計画区域 (市全域)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性や周辺の景観を考慮し、過度な表現による不調和又は著しい違和感を生じないように配慮する。 ・建築物等に設置する看板、広告塔などは、必要最小限度の大きさ、設置個数にとどめる。 ・建築物又は工作物に附属する場合は、当該建築物又は工作物との調和を図る。 ・基調となる色彩は落ち着いたある色調を用いるよう努め、原則として彩度の高い色の使用は避ける。また、蛍光色はできるだけ避ける。

■重点地区

	基本方針
竹原駅前周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・統一感のある景観を創出するため、屋外広告物の位置、形状、高さ、表示面の大きさ、意匠、照明などを工夫する。
竹原シンボルロード 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・西方寺普明閣からの眺望景観を阻害することのないよう彩度の高い色の使用は避けるように努める。
町並み保存地区 周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・町並み保存地区との連続性を確保するため、彩度の高い色の使用、極度に強い光を放つ映像表示型看板や激しい点滅を伴う照明装置等の使用は避けるように努める。
忠海市街地周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・黒滝山をはじめとする展望地からの眺望景観を阻害することのないよう彩度の高い色の使用、極度に強い光を放つ映像表示型看板や激しい点滅を伴う照明装置等の使用は避けるように努める。

第5章 景観重要建造物・景観重要樹木・景観重要公共施設

1 景観資源の保全・活用に向けた基本的な考え方

竹原らしい景観形成を進めるためには、地域に点在する優れた景観資源の保全を図るとともに、積極的に景観づくりに活用していくことが大切です。

特に、地域の自然、歴史、文化、生活などの特性を有し、良好な景観の形成を推進する上で重要となる建造物や樹木、道路・河川・都市公園などの公共施設は、景観法に基づく「景観重要建造物」、「景観重要樹木」、「景観重要公共施設」の指定制度を活用し、保全・活用していきます。景観重要建造物及び景観重要樹木に指定されると、所有者等の適正な管理が義務づけられます。

景観法に基づく制度の活用

■ 景観重要建造物



所有者は、建造物を適正に管理するほか、外観の変更や修繕を行う場合に市長の許可を受ける必要が生じます。

■ 景観重要樹木



所有者は、樹木を適正に管理し、伐採又は移植には市長の許可を受ける必要が生じます。

■ 景観重要公共施設




公共施設の整備は景観計画に適合するほか、占用等の許可基準を定めることができます。

■ コラム 市民アンケート調査で選ばれた良好な景観形成に重要と思う樹木・建築物・公共施設

竹原市内で良好な景観を形成するために重要と思われる樹木や建築物、公共施設（道路・公園・河川等）に関する設問では、以下に示す項目に多くの票が集まりました。（自由記述）

これらの項目が選ばれた理由には、『幼少期から親しんでいるものだから』や『市の歴史を語るから』などが挙げられ、永く地域とともに存在し続けることで人々の記憶に残る景観となっているものが多くみられます。

重要な樹木		重要な建築物	
	回答数		回答数
バンブー公園の桜並木	46	小早川神社	29
賀茂川沿いの桜	35	町並み保存地区の建物	25
宿根の大桜	11	西方寺普明閣	19
国道432号沿いの竹並木	11	磯宮八幡神社	10
サクラ	8	森川邸	5
竹	7	道の駅 たけはら	5
		歴史民俗資料館	5
重要な公共施設		回答数	
	回答数		
バンブー公園周辺	44		
賀茂川(河川敷、道路等)	37		
国道185号線沿い	9		
市役所	4		
町並み保存地区	4		
大久野島	4		
忠海港	4		
エデンの海公園	4		
あいふる通り	4		

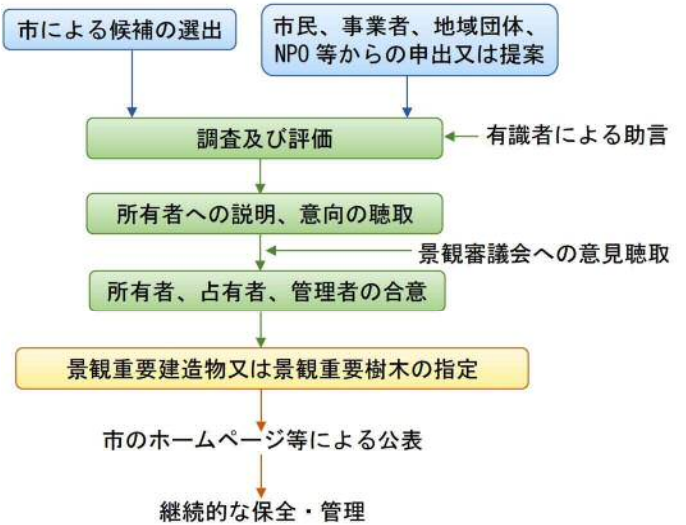


2 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方法

景観重要建造物及び景観重要樹木の指定にあたっては、指定基準適合の有無や建造物及び樹木の維持保全の状態を確認します。

建造物及び樹木の存在する地域住民の意見を聞き、所有者の同意を得ます。

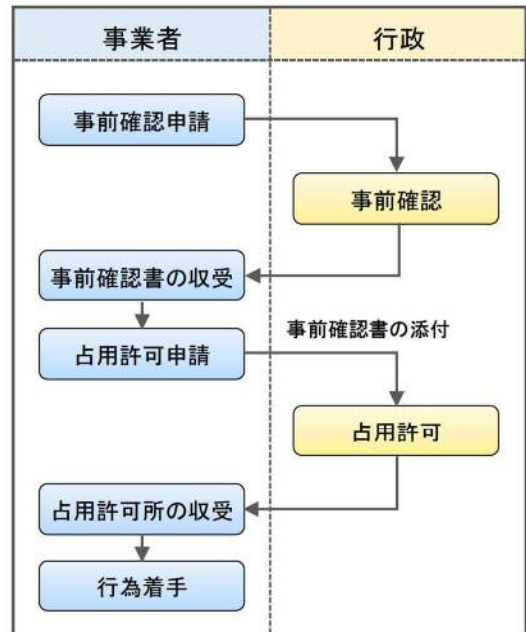
意匠、自然環境、景観などに関連する分野の専門家や景観審議会などの意見を聞き、指定の妥当性を検証します。



3 景観重要公共施設の指定の考え方

景観重要公共施設は、竹原市の景観形成や町並み形成を進める上で、特に重要な景観資源として位置づけられます。このため景観法に定める景観重要公共施設の指定に向けて、公共施設管理者との協議を進めていきます。

景観重要公共施設に指定されると、対象となる公共施設において占用許可等を受ける場合は、従来の占用許可基準と合わせて、景観重要公共施設の基準に適合することが必要となります。



4 景観重要建造物

(1) 基本的な考え方

地域特性を活かした景観形成の推進にあたり特に重要な建造物のうち、指定の方針に該当するものを所有者の同意を得た上で、「景観重要建造物」に指定します。ただし、文化財保護法の規定による国宝、重要文化財、特別史跡名称天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての指定又は仮指定された建造物には適用出来ません。

(2) 指定の方針

市民に親しまれている建造物であり、道路やその他の公共場所から容易に望見することができ、次に示す項目に該当する建造物を景観重要建造物に指定します。

- ① 竹原市の自然や歴史・文化、産業等の特性が外観に表れた特徴的な建造物
- ② 地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている建造物
- ③ 地域の良好な景観形成や活性化、観光振興等において重要な役割を果たす建造物
- ④ その他優れた外観を有し、保全・管理が必要な建造物

市民の考える景観形成に重要な建造物（市民アンケート結果等より）



旧日の丸写真館（国登録有形文化財）



藤井酒造（歴史的風致形成建造物）



旧森川家住宅（市重要文化財）



礪宮八幡神社

※写真はあくまでもイメージであり、今後の指定を予定するものではありません。

5 景観重要樹木

(1) 基本的な考え方

地域特性を活かした景観形成の推進にあたり特に重要な樹木のうち、指定の方針に該当するものを所有者の同意を得た上で、「景観重要樹木」に指定します。ただし、文化財保護法の規定による国宝、重要文化財、特別史跡名称天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての指定又は仮指定された樹木には適用出来ません。

(2) 指定の方針

市民に親しまれている樹木であり、道路やその他の公共場所から容易に望見することができ、次に示す項目に該当する樹木を景観重要樹木に指定します。

- ① 樹形や樹高等が景観上優れている樹木
- ② 地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている樹木
- ③ 希少性や地域の歴史文化を特徴づける樹木
- ④ その他優れた樹容を有し、保全・管理が必要な樹木

市民の考える景観形成に重要な樹木（市民アンケート結果等より）



バンブー公園の桜並木



国道 432 号沿いの竹並木



小梨の夫婦桜



宿根の大桜（市天然記念物）



楠神社のクスノキ（県天然記念物）

※写真はあくまでもイメージであり、今後の指定を予定するものではありません。

6 景観重要公共施設

(1) 基本的な考え方

道路や河川、公園などの公共施設は、建築物や工作物とともに景観を構成する重要な要素となっています。周辺の景観と調和した整備や維持・管理に取り組み、地域特性を引き立てる景観づくりに活用していくため、景観形成の推進にあたり特に重要な公共施設のうち、指定の方針に該当するものを「景観重要公共施設」に指定します。

(2) 指定の方針

次に示す項目に該当する公共施設を景観重要公共施設に指定します。

- ① 地域の景観の骨格を構成する公共施設
- ② 地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている公共施設
- ③ 地域の良好な景観形成や活性化、観光振興等において重要な役割を果たす公共施設

市民の考える景観形成に重要な公共施設（市民アンケート結果等より）



賀茂川の石積み護岸



本川の雁木



総合公園バンブー・ジョイ・ハイランド



国道 185 号

※写真はあくまでもイメージであり、今後の指定を予定するものではありません。

第6章 景観まちづくりの推進

1 計画実現に向けた役割

「竹原らしさが四季を彩り、交流と魅力あふれるまち」の実現に向けて、市民、事業者、行政等の様々な立場の人がそれぞれの役割を認識し、良好な景観形成のための取組を協働して進めていく必要があります。地域固有の自然や風土、歴史に育まれた良好な景観を守り、育て、新たな魅力ある景観を創出し、地域の活性化や空間の質の向上等につなげていくため、連携と協働による景観まちづくりを推進します。

○市民の役割

市民一人ひとりが景観まちづくりの主体であることを認識し、生活の中で実践できる美化・清掃や植栽活動など、身近なことから地域の景観形成に主体的に参加していくことが大切です。また、行政が発信する情報や、自主的なワークショップへの参加によって、景観計画についての理解を深めるとともに、地区レベルの景観まちづくりに展開させていくことが求められます。

○事業者の役割

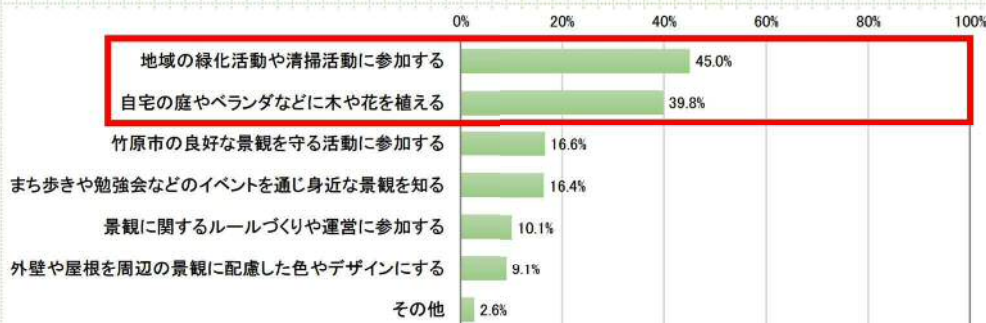
事業者は、市民とともに景観まちづくりの重要な担い手であることを認識し、事業活動上の利害を超え、地域貢献の一環として景観まちづくりに参加し、実践していくことが重要です。開発を伴う事業においては、景観形成基準に適合した上で、地域の景観に配慮し、魅力を高める取組や、市民・行政と連携して景観まちづくりを実践していくことが求められます。

○行政の役割

景観形成をリードする公共施設の整備や適切な維持管理を推進します。また、良好な景観形成の推進に向けて、庁内体制を整えるとともに、国や県、近隣の市町などとの連携により、総合的な施策を適切に実施することに努めます。さらに、景観に関する情報発信やデータベース化、市民・事業者の景観まちづくりへの意識を高める機会や話し合いの場づくりに取り組み、市民・事業者が主体となった景観まちづくり活動を支援します。

■コラム 市民アンケート調査で選ばれた景観形成のために実践している・実践したい取組

良好な景観形成のために実践している取組・今後取り組んでいいと思う取組は、『地域の緑化活動や清掃活動に参加する』や『自宅の庭やベランダなどに木や花を植える』など、自宅やその周辺における景観形成に関する取組が多く選ばれていました。



2 良好な景観形成の実現に向けて

竹原市では、良好な景観形成の実現に向けて、以下の取組を推進します。なお、これらの取組は、景観形成の基本方針の一つである“一人ひとりの力を「つなぐ（協働）」に基づいて推進していきます。

(1) 景観まちづくりに関する事業等の実施

○関係法令等の横断的な活用

本市の景観は、自然的景観、歴史・文化的景観、都市的景観など、多岐にわたる要素から成り立っています。今後も良好な景観形成を図るため、関係する法令に基づき、一体的かつ横断的な取組を展開していく必要があります。例えば、景観を阻害している空き家等については、空家等対策計画と連携しながら、景観向上に向けた適正な管理等の取組を推進します。また、文化財保護法に基づく重要文化的景観の選定や、都市計画法に基づく地区計画制度の活用など、地域の実態に応じた様々な手法による景観まちづくりの実現を図ります。

○景観まちづくりに資する事業の継続実施

本市では、これまで酔景の小庭の整備や黒レンガ・御影石の路面舗装、景観に配慮した街路灯の設置など、景観まちづくりに資する事業を行ってきました。今後も引き続き、良好な景観形成に資する事業を継続的に実施します。



酔景の小庭の整備



街路灯の設置

○竹原駅前エリアウォークアブルビジョンの実現

令和3年2月に「竹原駅前エリアウォークアブルビジョン」を策定し、竹原駅前エリアにおいて居心地が良く、歩きたくなる空間を創出し、エリア全体の価値の向上を目指しています。この竹原駅前エリアには、本計画における重点地区「竹原駅前周辺地区」が含まれており、駅周辺の魅力ある景観まちづくりを推進します。



竹原駅前周辺地区の将来イメージ

○民間補助事業の創設

景観形成のための補助事業の創設を検討します。

(2) 景観への市民意識の醸成

○竹原市景観17選を活用した景観意識づくり

本計画の策定に合わせ、竹原市の新たな景観資源の発掘と魅力ある景観づくりを進めることを目的として「竹原市景観17選」を選定しました。今後は景観17選を活かし、竹原市の魅力ある景観を発信するとともに、市民一人ひとりの景観に対する意識の高まりを維持し続けられるよう、写真展の開催など、継続的な取組を推進します。



竹原市景観17選

○まちづくり団体の設置の推進

一般社団法人やNPO法人など、民間団体等との連携を図りながら、景観まちづくり活動を促進するため、まちづくり団体の設置の推進を進めます。



景観まちづくりの活動の例

○竹原市景観形成ガイドライン（仮称）の作成

景観計画の景観形成基準について、配慮するポイントや具体例を分かりやすく示したガイドラインを作成し、景観まちづくりについての理解を促進します。

(3) 景観まちづくりのルール・体制づくり

○景観審議会の設置

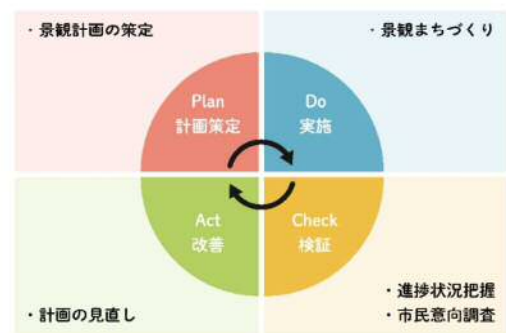
景観形成の将来像の実現に向けて必要な協議を行うため、竹原市（景観行政団体）をはじめ、有識者や公益事業を営む者及び住民等を加えて組織される景観審議会を設置します。

○景観アドバイザー制度の導入

景観計画区域及び重点地区における届出対象行為の景観形成基準への適合審査、公共事業や大規模な建築物の計画・設計において都市デザイン、都市景観、緑化計画、色彩計画等への専門家からの技術的な指導・助言をいただくため、「景観アドバイザー制度」を導入します。

○PDCA サイクルに基づく計画の見直し

景観形成の将来像の実現のためには、長期的な観点から景観まちづくりに取り組んでいく必要があります。その間、計画の進捗状況を把握するとともに、定期的な市民意向調査を実施しながら、社会情勢の変化を的確に捉え、PDCA サイクルに基づいて計画の見直しを行っていくことが必要です。



(4) 防災事業の推進

気候変動等の影響により、想定を超える大雨による自然災害が頻発に発生しています。本市の美しい景観をこれらの災害から守り、後世に残していくため、関係機関と連携した防災・減災対策を推進します。対策の実施にあたっては周辺の景観と調和するよう配慮します。